

令和4年度機関別認証評価基準等に係る
自己点検・評価に基づく

改善報告書

令和5年3月

福井大学

全学内部質保証委員会

目 次

1. 機関別認証評価基準等に基づく自己点検・評価の概要	1
2. 機関別認証評価対応部会員一覧	3
3. 機関別認証評価基準等を踏まえた改善	4
参考資料1：優れた成果が確認できる取組	39
参考資料2：大学評価基準	70

1. 機関別認証評価基準等に基づく自己点検・評価の概要

【実施にあたり】

「機関別認証評価基準等に基づく自己点検・評価」は、福井大学内部質保証規程（令和3年1月27日 福大規程第1号）第8条第2項の規定により、福井大学全学自己点検・評価実施要項（令和3年3月22日 学長裁定）に基づき実施するものである。

本自己点検・評価は、大学として満たさなければならない「大学機関別認証評価基準等」（以下、「基準等」という）を満たしているか／満たしていないかの観点から、基準等に相当する本学の状況を自己点検し、満たしていない事項等を抽出（自己評価）し、必要な改善を行うものである。

このように自己点検・自己評価・改善が行われ、併せてその結果を公表する、大学の内部質保証の一端と位置づけ、機関別認証評価受審時に合わせ実施するものである。本自己点検・評価では、改善等を目的とした「改善を要する事項等」の抽出、その改善状況に主眼を置いており、認証評価受審に際し、認証評価機関（大学改革支援・学位授与機構）との事前相談及び事務的確認事項等も、改善を要する事項等を抽出する自己点検・評価の一助として活用する。他方、自己点検・評価に際して、基準毎に「特色や個性ある取組」及び「優れた成果が確認できる取組」を積極的に抽出し、認証評価に係る「自己評価書」に記載することとしている。なお、認証評価機関による最終評価結果について、「改善を要する事項」が指摘された場合は、本自己点検・評価とは別に、全学内部質保証員会で対応することとしている。

今回、令和4年度に大学改革支援・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審するにあたり、合わせて「機関別認証評価基準等に基づく自己点検・評価」を実施するものである。

【自己点検・評価実施期間】

本自己点検・評価は、令和3年8月から令和4年10月の間に実施した。

【自己点検・評価・改善の実施】

福井大学全学自己点検・評価の実施ガイドライン（令和3年3月22日 全学内部質保証委員会決定）に沿って、以下のように自己点検・評価を実施した。

- (1) 部会は、関係部署と連携し、それぞれの基準に係る分析項目ごとに、根拠となる資料等を作成・収集・整理した。
- (2) それぞれの基準に係る分析項目ごとに、(1)の資料等に基づき、必要に応じて、「優れた成果が確認できる取組」、「特色や個性ある取組」を抽出した。これらについては、関係する資料とともに、「大学機関別認証評価 自己評価書」に記載した。

- (3) それぞれの基準に係る分析項目ごとに、(1)の資料等に基づき、基準等を満たしていない事項・改善を要する事項等を抽出し、「自己点検シート」に記載した。
- (4) 部会は「自己点検シート」を関係部署に送付し、改善等の対応を依頼した。
- (5) 関係部署は、「自己点検シート」に記載された基準等を満たしていない事項・改善を要する事項等の対応策を講じ、その対応・改善状況を「自己点検シート」に記載し、部会に報告した。
- (6) 部会は前項の対応・改善状況を確認した。
- (7) 大学改革支援・学位授与機構による機関別認証評価の受審に際して実施された事前相談（令和4年3月11日及び令和4年5月26日実施）、並びに「書面調査による分析状況」及び「確認事項」（令和4年9月26日提出）において、機構から指摘された事項を、改善を要する事項等として、上記(3)～(6)と同様に対応した。
- (8) 基準等を満たしていない事項・改善を要する事項等の対応について、「自己点検シート」を活用し、組織的な把握に努めた。

【「機関別認証評価基準等に係る自己点検・評価に基づく改善報告書」とその公表】

評価基準等を満たしていない事項・改善を要する事項等について、基準に沿って、該当する「自己評価シート」を取りまとめたものを「令和4年度機関別認証評価基準等に係る自己点検・評価に基づく改善報告書」とした。なお、報告書には、基準毎に積極的に抽出した「優れた成果が確認できる取組」を取りまとめ、参考資料として添付した。

当該報告書は大学ホームページ等にて広く公表する。

2. 機関別認証評価対応部会員一覧

【全学担当】

職名・所属	氏名
【主査】理事（教育，評価担当）	安田 年博
【副査】工学系部門（学長補佐）	山田 徳史
【副査】経営企画部長	中村 智夫
医学系部門（学長補佐）	安倍 博
工学系部門	石川 浩一郎
基盤部門（高等教育推進センター）	江端 弘樹
教務課長	北島 弘一
経営戦略課評価・IR 主幹	西 弥生

【部局担当】

職名・所属	氏名
教育学部	澁谷 政子
医学部	飯野 哲
工学部	石川 浩一郎
国際地域学部	横井 正信
共通教育部	横井 正信
連合教職開発研究科	半原 芳子
医学系研究科	飯野 哲
工学研究科	高橋 泰岳
国際地域マネジメント研究科	木村 亮

（任期：令和3年8月～令和5年3月）

3. 機関別認証評価基準等を踏まえた改善

領域1	・・・・・・・・	5ページ
領域2	・・・・・・・・	7ページ
領域3	・・・・・・・・	9ページ
領域4	・・・・・・・・	該当なし
領域5	・・・・・・・・	17ページ
領域6	・・・・・・・・	20ページ

領域 1

教育研究上の基本組織に関する基準

自己点検シート

自己点検シート			
A	担当部会員	認証評価対応部会員（全学担当）	
	基準番号	1-3	
	分析項目番号	1-3-1	通算番号 (同一の分析項目の場合)
	<p>1. 確認事項が含まれていない事項、改善などの対応が必要な事項など (令和3年度中を目安として改善完了)</p> <p>2. 更なる質の向上に向けて取組むことが推奨される事項など (今後の検討課題)</p>	<p>【令和4年3月17日】</p> <p>分析事項：1</p> <p>【福井大学学術研究院教育・人文社会系部門会議規程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規程上、領域会議の設置及び領域会議への協議事項の付託が明記されていないため追加が必要である。 <p>【福井大学工学部及び工学研究科代議員会要項】【福井大学大学院工学研究科博士後期課程委員会要項】【福井大学大学院工学研究科博士後期課程代議員会要項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位授与の決定権は学長にあり、そこに対して意見をいえるというのが教授会の権限であることを踏まえて修正が必要である。 ・博士後期課程委員会要項及び博士後期課程代議員会要項の第3条第1項の主語が「教授会」となっているため修正が必要である。 <p>【福井大学学術研究院工学系部門会議規程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代議員会を設置していることがわかるよう修正が必要である。 ・代議員会への協議事項の付託が明記されていないため追加が必要である。 <p>【福井大学学術研究院工学系部門代議員会要項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条第1項の主語が「部門会議」となっているため修正が必要である。 	
B	対応部署	経営戦略課、各運営管理課	
	具体的な、改善等の対応状況	<p>【令和4年6月10日】</p> <p>各部局等における規程改正の検討に先立って令和4年4月25日に担当者向け説明会を開催し、教授会等の設置に対する学校教育法の趣旨や本学の体制等について理解を深めた上で、以下の規程を改正した（令和4年5月30日全学運営委員会了承）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井大学教育学部及び大学院教育学研究科の組織等に関する規程 ・福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科の組織等に関する規程 ・福井大学学術研究院教育・人文社会系部門教員養成領域の組織等に関する規程 ・福井大学学術研究院教育・人文社会系部門会議規程 ・福井大学医学部及び大学院医学系研究科の組織等に関する規程 ・福井大学学術研究院医学系部門の組織等に関する規程 ・福井大学工学部教授会規程 ・福井大学大学院工学研究科教授会規程 ・福井大学工学部及び大学院工学研究科の組織等に関する規程 ・福井大学学術研究院工学系部門の組織等に関する規程 ・福井大学学術研究院工学系部門会議規程 ・福井大学大学院国際地域マネジメント研究科の組織等に関する規程 	
C	部会による確認（対応済み、対応不足の場合はコメント）	<p>【令和4年6月10日】</p> <p>適切に対応し、改善できていることを確認した。</p>	

領域 2

内部質保証に関する基準

自己点検シート

A	担当部会員	認証評価対応部会員（全学担当）		
	基準番号	2-5		
	分析項目番号	2-5-1	通算番号 (同一の分析項目の場合)	
	<p>1. 確認事項が含まれていない事項、改善などの対応が必要な事項など (令和3年度中を目安として改善完了)</p> <p>2. 更なる質の向上に向けて取組むことが推奨される事項など (今後の検討課題)</p>	<p>【令和3年12月1日】</p> <p>分析事項：1 総合グローバル領域の教員の採用及び昇格等にあたって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等が明確に定められていることが確認できない。</p>		
B	対応部署	人文社会系運営管理課		
	具体的な、改善等の対応状況	<p>【令和4年6月10日】</p> <p>令和4年6月10日開催の総合グローバル領域会議において、「福井大学教育・人文社会系部門総合グローバル領域における教員選考に関する申合せ」を作成し、明確化した。</p>		
C	部会による確認（対応済み、対応不足の場合はコメント）	<p>【令和4年6月13日】</p> <p>適切に対応し、改善できていることを確認した。</p>		

領域 3

財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

自己点検シート

A	担当部会員	認証評価対応部会員（全学担当）		
	基準番号	3-3		
	分析項目番号	3-3-1	通算番号 (同一の分析項目の場合)	
	<p>1. 確認事項が含まれていない事項、改善などの対応が必要な事項など (令和3年度中を目安として改善完了)</p> <p>2. 更なる質の向上に向けて取り組むことが推奨される事項など (今後の検討課題)</p>	<p>【令和4年3月17日】〈NIAD 事務的確認事項〉</p> <p>分析事項：2 「3-3-B-01_業務改革企画室設置要項」によると、業務改革企画室の設置は平成30年度限りとする。ただし、学長が継続を要請した場合は、この限りでない。とのことですが、特記事項では、現在も継続して取り組まれているように見受けられますが、継続されているのでしょうか。</p>		
B	対応部署	経営戦略課		
	具体的な、改善等の対応状況	<p>【令和4年4月22日】</p> <p>これまで、毎年学長が判断して継続されていたが、設置を恒久化し、役目を終えたと学長が判断した場合に廃止することとして、要項を改定した。</p>		
C	部会による確認（対応済み、対応不足の場合はコメント）	<p>【令和4年4月27日】</p> <p>適切に対応し、改善できていることを確認した</p>		

自己点検シート

A	担当部会員	認証評価対応部会員（全学担当）		
	基準番号	3-6		
	分析項目番号	3-6-1	通算番号 (同一の分析項目の場合)	1
	<p>1. 確認事項が含まれていない事項、改善などの対応が必要な事項など (令和3年度中を目安として改善完了)</p> <p>2. 更なる質の向上に向けて取組むことが推奨される事項など (今後の検討課題)</p>	<p>【令和3年8月23日】</p> <p>分析事項：1</p> <p>①大学公式 HP（ホーム>大学案内>情報公開>教育情報）で公開している教育情報について、各種実績値が最新のデータに更新されていないものがあるため、確認の上、最新（令和3年度）の情報への更新が必要。</p> <p>②教育情報ページの更新を一連の業務サイクルに組込むなどして、今後の更新漏れを防ぐための工夫を検討いただきたい。</p> <p>分析事項：2</p> <p>③教育情報ページに掲載されている「学部等の設置関係」について、行数が多くページ全体が見づらい印象となっているため、別ページに分けて掲載するなどの工夫が必要である。</p>		
B	対応部署	経営戦略課、広報課		
	具体的な、改善等の対応状況	<p>【令和4年1月19日】</p> <p>①について、掲載内容を確認し、最新の情報へ更新した。</p> <p>②事務局が推進する業務プロセスの見える化の一環で作成した「アクティビティ一覧」に、教育情報ページの更新の手順を追記した（掲載するデータは、主に「基礎資料」のデータであるため、「基礎資料」作成後の手順として追記）。</p> <p>③学部等の設置関係ページを新たに追加して、教育情報ページからリンクさせた。</p>		
C	部会による確認（対応済み、対応不足の場合はコメント）	<p>【令和4年1月20日】</p> <p>適切に対応し、改善できていることを確認した。</p>		

自己点検シート

A	担当部会員	認証評価対応部会員（全学担当）		
	基準番号	3-6		
	分析項目番号	3-6-1	通算番号 (同一の分析項目の場合)	2
	<p>1. 確認事項が含まれていない事項、改善などの対応が必要な事項など (令和3年度中を目安として改善完了)</p> <p>2. 更なる質の向上に向けて取組むことが推奨される事項など (今後の検討課題)</p>	<p>【令和3年8月23日】</p> <p>分析事項：1 研究者総覧で公開している教員の情報について、一部教員の職名等に更新されていないものがあるため、全体を確認の上、最新（令和3年度）の情報への更新が必要である。</p>		
B	対応部署	経営戦略課、人事労務課		
	具体的な、改善等の対応状況	<p>【令和3年10月8日】</p> <p>令和3年9月末時点の人事データを元に、総合DB上の教員の情報の点検を行い、所属や職名が更新されていないもの計52件（うち職名未更新16件/所属未更新39件（重複有））を最新の情報に更新した。また、事務局が推進する業務プロセスの見える化の一環で作成した「アクティビティ一覧」に「総合DB登録データの確認」の手順を追記し、定期的（年1回程度）に確認する体制とした。</p>		
C	部会による確認（対応済み、対応不足の場合はコメント）	<p>【令和3年10月11日】</p> <p>総合DB上の教員データが最新の情報に更新されていることを確認した。</p>		

自己点検シート

A	担当部会員	認証評価対応部会員（全学担当）		
	基準番号	3-6		
	分析項目番号	3-6-1	通算番号 (同一の分析項目の場合)	3
	<p>1. 確認事項が含まれていない事項、改善などの対応が必要な事項など (令和3年度中を目安として改善完了)</p> <p>2. 更なる質の向上に向けて取組むことが推奨される事項など (今後の検討課題)</p>	<p>【令和4年3月11日】<事前相談> 法令等が公表を求める事項の公表状況が、法令で求めている公表すべき適切なデータとなっていない。</p> <p>分析事項：1</p> <p>① 「学修の成果に係る評価」のリンク先がシラバスになっている。</p> <p>② 「学習環境に関する情報」の校地、教室等の情報のリンク先が、キャンパスマップになっている。</p> <p>分析事項：2</p> <p>③ 「教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること」が、単純に学部のHPへのリンクになっており、検討した方がよい。</p>		
B	対応部署	経営戦略課、教務課、人文社会系運営管理課		
	具体的な、改善等の対応状況	<p>【令和4年6月2日】</p> <p>① 「学修の成果に係る評価」について、成績評価基準等に関する規程及び学位規程と論文評価基準（論文審査実施要項、学位授与に関する取扱要項）を追加した。</p> <p>② 学習環境に関する情報として、AC報告書で作成している「校地、教室、図書・設備等」のデータを掲載した。</p> <p>③ 「教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること」について、学部・研究科のHPの中に該当するページを新たに作成し、リンクでそこに飛ばす形に修正する。</p>		
C	部会による確認（対応済み、対応不足の場合はコメント）	<p>【令和4年6月8日】 適切に対応し、改善できていることを確認した。</p>		

自己点検シート

A	担当部会員	認証評価対応部会員（全学担当）		
	基準番号	3-6		
	分析項目番号	3-6-1	通算番号 (同一の分析項目の場合)	4
	<p>1. 確認事項が含まれていない事項、改善などの対応が必要な事項など (令和3年度中を目安として改善完了)</p> <p>2. 更なる質の向上に向けて取組むことが推奨される事項など (今後の検討課題)</p>	<p>【令和4年3月11日】<事前相談></p> <p>分析事項：1 学校教育法109条第1項に基づく公表状況について： 現状のHPでは、大学としての自己点検評価ということで、組織ごとになっていたり、法人評価の結果が出てきたりとなっており、学校教育法第109条第1項の求めるものではないという判断になる。</p>		
B	対応部署	経営戦略課		
	具体的な、改善等の対応状況	<p>【令和4年7月5日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育法第109条第1項（大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する）を満たす内容とするため、既存のHPの公表の内容を整理し、新たに作成した内部質保証のページの中で項目毎に公表する形に再構築した。 ・ それぞれの評価結果を、大学として(全学内部質保証委員会で)、自己点検・評価したことを外部に示すこととする。 ・ 施設及び設備の状況については、教育の内部質保証で実施した、施設・設備（全般）の自己点検・評価について、教育内部質保証委員会が確認し意見を付しているものを公表する。 		
C	部会による確認（対応済み、対応不足の場合はコメント）	<p>【令和4年7月6日】</p> <p>適切に対応し、改善できていることを確認した。</p>		

自己点検シート

A	担当部会員	認証評価対応部会員（全学担当）		
	基準番号	3-6		
	分析項目番号	3-6-1	通算番号 (同一の分析項目の場合)	5
	<p>1. 確認事項が含まれていない事項、改善などの対応が必要な事項など (令和3年度中を目安として改善完了)</p> <p>2. 更なる質の向上に向けて取り組むことが推奨される事項など (今後の検討課題)</p>	<p>【令和4年3月11日】<事前相談></p> <p>分析事項：1</p> <p>① 教員の養成に係る教員の情報について、研究者総覧のページに飛んでおり、どの教員が教員養成に係る授業を担当しているのか把握できない。</p> <p>分析事項：2</p> <p>② 公表事項「教員の数並びに各教員が有する学位及び業績」について、公表状況が研究者総覧データベースを見るようになっているために、所属が学術研究院別でしか表示されず、担当の学部・学科が分からないのが気になる。 公表していない、というわけではなく、どの教育課程を担当しているか記載があった方が外から見て分かりやすく、より親切である。</p>		
B	対応部署	経営戦略課、人文社会系運営管理課		
	具体的な、改善等の対応状況	<p>【令和4年6月2日】</p> <p>① 《教育職員免許法施行規則第22条の6》が適応される学部、研究科の教員の養成の状況の公表については、直接研究者総覧の入り口に飛ばすのではなく、教員養成科目の一覧の担当教員名毎に個人の情報にリンクを貼る形に修正した。</p> <p>② 公表事項「教員の数並びに各教員が有する学位及び業績」は現状のまま研究者総覧から検索する形とするが、データベースの中で設定不備があった「担当授業科目」については公開するよう修正した。</p>		
C	部会による確認（対応済み、対応不足の場合はコメント）	<p>【令和4年6月8日】</p> <p>適切に対応し、改善できていることを確認した</p>		

自己点検シート

A	担当部会員	認証評価対応部会員（全学担当）		
	基準番号	3-6		
	分析項目番号	3-6-1	通算番号 (同一の分析項目の場合)	6
	<p>1. 確認事項が含まれていない事項、改善などの対応が必要な事項など (令和3年度中を目安として改善完了)</p> <p>2. 更なる質の向上に向けて取組むことが推奨される事項など (今後の検討課題)</p>	<p>【令和4年3月17日】〈NIAD 事務的確認事項〉</p> <p>分析事項：2 各教員が有する学位及び業績について、ウェブサイト上から確認できない教員がいましたので、公表されている状態となるよう引き続きご対応ください。</p>		
B	対応部署	経営戦略課、各部局、教員		
	具体的な、改善等の対応状況	<p>【令和4年4月22日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合データベース(総合DB)の情報を確認し、公表できていない不具合を解消した。 ・ 教育研究評議会(R4.1.5開催)において、法令等で大学の教育研究活動等に関する情報の公表が義務づけられていること、本学では教員各々が必要な情報を総合DBに正しく入力し公表する必要があることを説明のうえ情報の入力を依頼し、併せて、各部局において、入力状況についてご確認を依頼した。 ・ 教育研究評議会(R4.4.7開催)において、教育研究活動等情報の公表事項について、総合DBに入力するよう、再度依頼した。 ・ 各教員へメールにて確認の依頼を通知した(R4.4.18)。 		
C	部会による確認(対応済み、対応不足の場合はコメント)	<p>【令和4年6月8日】</p> <p>適切に対応し、改善できていることを確認した</p>		

領域5

学生の受入に関する基準

自己点検シート

A	担当部会員	認証評価対応部会員（全学担当）		
	基準番号	5-1		
	分析項目番号	5-1-1	通算番号 (同一の分析項目の場合)	
	1. 確認事項が含まれていない事項、改善などの対応が必要な事項など (令和3年度中を目安として改善完了) 2. 更なる質の向上に向けて取組むことが推奨される事項など (今後の検討課題)	<p>【令和3年9月3日】 現況調査表 書面調査シートに付されたコメントへの対応</p> <p>学生の受入： 学生受入方針が確認できる資料において、『卒業認定・学位授与の方針』、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の策定及び運用に関するガイドライン等に示されている内容が十分に明文化されていない。(必須8：※13)</p> <p>指摘該当部局： 医学部、国際地域学部、医学系研究科、教職開発研究科</p>		
B	対応部署	ポリシー作成作業部会（教務課）		
	具体的な、改善等の対応状況	<p>【令和4年1月24日】 ポリシー作成作業部会において、各学部の三つのポリシーが機関別認証評価で求められる基準を満たしているかを検証後、各学部にて見直しを行った三つのポリシーについて、1月24日（月）開催の第3回ポリシー作成作業部会において、改善がなされていることを確認した。今後は、学部の関係委員会及び全学の入学試験委員会の議を経て確定することとしている。</p> <p>【令和4年3月31日】 医学部及び国際地域学部の「入学者受入の方針」について、以下の審議を経て確定した。</p> <p>○医学部 令和3年12月8日 医学部入学試験委員会 承認 令和4年2月15日 全学入学試験委員会 承認 令和4年2月17日 医学部教授会 承認</p> <p>○国際地域学部 令和4年1月26日 国際地域学部入試・広報委員会 承認 令和4年2月4日 国際地域学部教授会 承認 令和4年2月15日 全学入学試験委員会 承認</p> <p>連合教職開発研究科並びに医学系研究科の「入学者受入の方針」については、令和3年度に見直しを行い、以下の審議を経て確定した。</p> <p>○連合教職開発研究科 令和3年10月19日 教務・カリキュラムマネジメント委員会 承認 令和3年10月22日 連合教職開発研究科委員会 承認 令和4年1月25日 教務・カリキュラムマネジメント委員会 承認 ※教育内部質保証委員会の再指摘を受けたもの</p> <p>○医学系研究科 令和3年6月17日 医学系研究科博士課程委員会 承認 令和3年7月8日 医学系研究科修士課程委員会 承認</p>		

C	部会による確認（対応済み、対応不足の場合はコメント）	【令和4年4月13日】 適切に見直されたことを確認した。
---	----------------------------	---------------------------------

領域 6

教育課程と学習成果に関する基準

自己点検シート

自己点検シート				
A	担当部会員	認証評価対応部会員（全学担当）		
	基準番号	6-2		
	分析項目番号	6-2-1	通算番号 (同一の分析項目の場合)	
	1. 確認事項が含まれていない事項、改善などの対応が必要な事項など (令和3年度中を目安として改善完了) 2. 更なる質の向上に向けて取組むことが推奨される事項など (今後の検討課題)	【令和3年9月3日】 現況調査表 書面調査シートに付されたコメントへの対応 教育課程方針： 公表された教育課程方針において、『卒業認定・学位授与の方針』、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の策定及び運用に関するガイドライン等に示されている内容が十分に明文化されていない。(必須2：※2) 指摘該当部局： 教育学部、国際地域学部、医学系研究科、教職開発研究科		
B	対応部署	ポリシー作成作業部会（教務課）		
	具体的な、改善等の対応状況	【令和4年1月24日】 ポリシー作成作業部会において、各学部の三つのポリシーが機関別認証評価で求められる基準を満たしているかを検証後、各学部にて見直しを行った三つのポリシーについて、1月24日（月）開催の第3回ポリシー作成作業部会において、改善がなされていることを確認した。今後は、学部の関係委員会等の議を経て確定することとしている。 【令和4年3月31日】 教育学部並びに国際地域学部の「教育課程の編成・実施の方針」について、以下の審議を経て確定した。 ○教育学部 令和4年1月28日 教育学部教育課程委員会 報告 令和4年2月4日 教育学部教授会 承認 ○国際地域学部 令和4年1月31日 国際地域学部教務学生委員会 承認 令和4年2月4日 国際地域学部教授会 承認 連合教職開発研究科並びに医学系研究科の「教育課程の編成・実施の方針」については、令和3年度に見直しを行い、以下の審議を経て確定した。 ○連合教職開発研究科 令和3年10月19日 教務・カリキュラムマネジメント委員会 承認 令和3年10月22日 連合教職開発研究科委員会 承認 令和3年11月9日 教務・カリキュラムマネジメント委員会 承認 ※教育内部質保証委員会の再指摘を受けた事項について ○医学系研究科 令和3年6月17日 医学系研究科博士課程委員会 承認 令和3年7月8日 医学系研究科修士課程委員会 承認		

C	部会による確認（対応済み、対応不足の場合はコメント）	【令和4年4月13日】 適切に見直されたことを確認した。
---	----------------------------	---------------------------------

自己点検シート

A	担当部会員	認証評価対応部会員（全学担当）		
	基準番号	6-3		
	分析項目番号	6-3-1	通算番号 (同一の分析項目の場合)	
	<p>1. 確認事項が含まれていない事項、改善などの対応が必要な事項など (令和3年度中を目安として改善完了)</p> <p>2. 更なる質の向上に向けて取組むことが推奨される事項など (今後の検討課題)</p>	<p>【令和3年9月3日】 現況調査表 書面調査シートに付されたコメントへの対応</p> <p style="text-align: center;">(教育課程の編成、授業科目の内容： 体系性が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)において、提出された資料からは、教育課程の編成が体系性を有していることが確認できない。(必須3:※3))</p> <p>指摘該当部局：教職開発研究科</p>		
B	対応部署	教職開発研究科		
	具体的な、改善等の対応状況	<p>【令和3年10月25日】 第3期中期目標期間(4年目終了時)に係る達成状況の「書面調査シート」における指摘(提出された資料からは、教育課程の編成が体系性を有していることが確認できない)について、本研究科の教育課程の編成を視覚化するため、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーを新たに作成し、令和3年1月22日開催の連合教職開発研究科委員会で審議・承認した。</p>		
C	部会による確認(対応済み、対応不足の場合はコメント)	<p>【令和3年11月17日】 カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーが作成され、教育課程の編成が体系性を有していることを確認した。</p>		

自己点検シート

A	担当部会員	認証評価対応部会員（全学担当）		
	基準番号	6-3		
	分析項目番号	6-3-4	通算番号 (同一の分析項目の場合)	1
	<p>1. 確認事項が含まれていない事項、改善などの対応が必要な事項など (令和3年度中を目安として改善完了)</p> <p>2. 更なる質の向上に向けて取組むことが推奨される事項など (今後の検討課題)</p>	<p>【令和3年9月3日】 現況調査表 書面調査シートに付されたコメントへの対応</p> <p style="text-align: center;">()</p> <p>教育課程の編成、授業科目の内容： 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）において、提出された資料からは、大学院課程において研究指導計画の作成及び学生への明示について明文化されていることが認められない。（必須3：※4）</p> <p>指摘該当部局：医学系研究科</p>		
B	対応部署	医学系研究科		
	具体的な、改善等の対応状況	<p>【令和4年7月1日】 第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析の「書面調査シート」において指摘された教育課程の編成、授業科目の内容（提出された資料からは、大学院課程において研究指導計画の作成及び学生への明示について明文化されていることが認められない）について、令和4年6月13日大学院修士課程委員会及び令和4年6月16日大学院博士課程委員会で、大学院医学系研究科規程を「学生の入学後の各年度に、学生に対し研究指導計画を明示する。」を改めて明文化する改正案を審議・承認し、令和4年6月28日から施行、令和4年4月1日から適用した。</p> <p>研究指導計画の学生への明示は、今後、入学時のオリエンテーションにおいて行うとともに、2年次以降は学年の開始時に学生に改めて周知し、指導教員はそれを踏まえて研究課題への具体的な取組み方を学生と協議し、追加して示すべきスケジュール等がある場合には速やかに明示することとしている。</p> <p>当該規程に沿った具体の福井大学大学院医学系研究科修士（博士）課程研究指導計画については、医学系研究科修士課程委員会及び博士課程委員会のそれぞれにおいて、本年度中に作成・導入を図ることとしている。</p>		

自己点検シート

A	担当部会員	認証評価対応部会員（部局担当）		
	基準番号	6-3		
	分析項目番号	6-3-4	通算番号 (同一の分析項目の場合)	2
	<p>1. 確認事項が含まれていない事項、改善などの対応が必要な事項など (令和3年度中を目安として改善完了)</p> <p>2. 更なる質の向上に向けて取り組むことが推奨される事項など (今後の検討課題)</p>	<p>【令和4年3月11日】</p> <p>分析事項：1 研究指導計画について、大学院学則第29条の5「本学大学院（教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。）は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。」とある点について、設置基準では「予め研究指導の計画を明示」を求めており、シラバスのようなものが相当するが大学院工学研究科博士後期課程においては、これが確認できない。</p>		
B	対応部署	工学系研究科		
	具体的な、改善等の対応状況	<p>【令和4年4月1日】</p> <p>後期課程の「研究指導計画」を工学部及び大学院工学研究科教育委員会（令和4年4月1日書面審議了承）において新規策定した。</p>		
C	部会による確認（対応済み、対応不足の場合はコメント）	<p>【令和4年4月18日】</p> <p>適切に対応し、改善できていることを確認した。</p>		

自己点検シート

A	担当部会員	認証評価対応部会員（部局担当）		
	基準番号	6-4		
	分析項目番号	6-4-5	通算番号 (同一の分析項目の場合)	
	<p>1. 確認事項が含まれていない事項、改善などの対応が必要な事項など (令和3年度中を目安として改善完了)</p> <p>2. 更なる質の向上に向けて取組むことが推奨される事項など (今後の検討課題)</p>	<p>【令和4年1月20日】 履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を設けていることが確認できない。</p>		
B	対応部署	国際地域マネジメント研究科		
	具体的な、改善等の対応状況	<p>【令和4年3月16日】 福井大学大学院国際地域マネジメント研究科履修規程の一部改正を行い、登録単位数の上限を設けた。</p>		
C	部会による確認（対応済み、対応不足の場合はコメント）	<p>【令和4年4月18日】 福井大学大学院国際地域マネジメント研究科履修規程により、履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を設けていることを確認した。</p>		

自己点検シート

A	担当部会員	認証評価対応部会員（全学担当）		
	基準番号	6-6		
	分析項目番号	6-6-1	通算番号 (同一の分析項目の場合)	
	<p>1. 確認事項が含まれていない事項、改善などの対応が必要な事項など (令和3年度中を目安として改善完了)</p> <p>2. 更なる質の向上に向けて取組むことが推奨される事項など (今後の検討課題)</p>	<p>【令和3年9月3日】 現況調査表 書面調査シートに付されたコメントへの対応</p> <p style="text-align: center;">(成績評価 : 成績評価基準において、提出された資料からは、標語 (A、B、C等) を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定められていることが認められない。 (必須6 : ※6))</p> <p>指摘該当部局 : 教職開発研究科</p>		
B	対応部署	教職開発研究科		
	具体的な、改善等の対応状況	<p>【令和3年10月25日】 到達目標を考慮した判断の基準の検討 :</p> <p>第3期中期目標期間(4年目終了時)に係る達成状況の「書面調査シート」における指摘(標語を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準が組織として定められていることが認められない)については、資料の提出に不足があったものであり、従前から判断基準等は「成績評価基準等に関する規程」、「成績評価のガイドライン」等で組織的に定められていることを確認した。</p>		
C	部会による確認 (対応済み、対応不足の場合はコメント)	<p>【令和3年11月17日】 科目の到達目標を考慮した判断の基準が、「成績評価基準等に関する規程」、「成績評価のガイドライン」等で組織的に定められていることを確認した。</p>		

自己点検シート

自己点検シート				
A	担当部会員	認証評価対応部会員（全学担当）		
	基準番号	6-6		
	分析項目番号	6-6-3	通算番号 <small>（同一の分析項目の場合）</small>	1
	<p>1. 確認事項が含まれていない事項、改善などの対応が必要な事項など （令和3年度中を目安として改善完了）</p> <p>2. 更なる質の向上に向けて取組むことが推奨される事項など （今後の検討課題）</p>	<p>【令和3年9月3日】 現況調査表 書面調査シートに付されたコメントへの対応</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>成績評価： 成績評価の分布表において、提出された資料からは、専門教育の授業科目毎に成績評価の分布が明らかにされていることが確認できない。（必須6：※7）</p> </div> <p>指摘該当部局：医学系研究科</p>		
B	対応部署	医学系研究科		
	具体的な、改善等の対応状況	<p>【令和4年3月11日】 第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析の「書面調査シート」において指摘された成績分布（医学系研究科専門教育の授業科目毎に成績分布が明らかにされていることが確認できない。）について、令和4年1月20日大学院博士および令和4年3月10日の修士課程委員会において授業科目毎の成績分布を明らかにし、分析した。</p>		
C	部会による確認（対応済み、対応不足の場合はコメント）	<p>【令和4年3月30日】 適切に実施されていることを確認した。</p>		

自己点検シート

A	担当部会員	認証評価対応部会員（部局担当）		
	基準番号	6-6		
	分析項目番号	6-6-3	通算番号 (同一の分析項目の場合)	2
	<p>1. 確認事項が含まれていない事項、改善などの対応が必要な事項など (令和3年度中を目安として改善完了)</p> <p>2. 更なる質の向上に向けて取組むことが推奨される事項など (今後の検討課題)</p>	<p>【令和3年10月27日】</p> <p>分析事項：1 国際地域マネジメント研究科の個人指導等が中心となる科目（最終報告書）に対する成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料が確認できない。</p>		
B	対応部署	国際地域マネジメント研究科		
	具体的な、改善等の対応状況	<p>【令和4年2月4日】</p> <p>国際地域マネジメント研究科最終報告書の審査基準に関する申合せ（研究科長裁定）を新たに策定した。</p>		
C	部会による確認（対応済み、対応不足の場合はコメント）	<p>【令和4年4月18日】</p> <p>国際地域マネジメント研究科最終報告書の審査基準に関する申合せが策定されていることを確認した。</p>		

自己点検シート

A	担当部会員	認証評価対応部会員（全学担当）		
	基準番号	6-6		
	分析項目番号	6-6-4	通算番号 (同一の分析項目の場合)	
	<p>1. 確認事項が含まれていない事項、改善などの対応が必要な事項など (令和3年度中を目安として改善完了)</p> <p>2. 更なる質の向上に向けて取り組むことが推奨される事項など (今後の検討課題)</p>	<p>【令和3年9月3日】 現況調査表 書面調査シートに付されたコメントへの対応</p> <p style="text-align: center;">成績評価： 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料において、提出された資料からは、成績に関する意義を受け付ける適切な窓口が組織的に設けられていることが確認できない。(必須6：※8)</p> <p>指摘該当部局： 教育学部、医学部、工学部、国際地域学部、医学系研究科、工学研究科、教職開発研究科、(共通教育部)</p>		
B	対応部署	教務学生委員会（教務課）		
	具体的な、改善等の対応状況	<p>【令和4年1月27日】 全学教育改革推進機構の機構長補佐会議において、コメントへの対応について検討し、「福井大学における成績評価異議申立てに関する要項（案）」を作成した。現在、各学部等の関係委員会に諮っており、承認を得られたのち、2月の全学教務学生委員会、3月の教育研究評議会及び役員会の議を経て制定することとしている。</p> <p>【令和4年3月31日】 「福井大学における成績評価異議申立てに関する要項（案）」については、以下の審議を経て、令和4年3月16日付けにて制定し、令和4年4月1日より施行することとした。</p> <p>令和4年2月28日 全学教務学生委員会 承認 令和4年3月 2日 教育研究評議会 承認 令和4年3月16日 役員会 承認 令和3年3月16日 学長決裁にて制定</p>		
C	部会による確認（対応済み、対応不足の場合はコメント）	<p>【令和4年4月13日】 適切に見直されたことを確認した。</p>		

A	担当部会員	認証評価対応部会員（全学担当）
	確認事項が含まれていない事項、改善など対応が必要な事項など	<p>【令和4年9月26日】 NIADからの確認事項への対応</p> <p>1. 「福井大学における成績評価異議申立てに関する要項」において、申立てが事務窓口から学部長等に渡ってからの検討・対応等の体制・手順が要項に定められていない。</p> <p>2. 「成績評価異議申立て手続きのフロー図」において、学生は担当教員にまず相談をすることが必須とされていることについて、大学としての見解を補足説明いただきたい。</p>
B	対応部署	教務学生委員会（教務課）
	具体的な、改善等の対応状況	<p>【令和4年10月3日】</p> <p>1. それぞれの部局では、異議申し立てがあった場合、学部長等は、関連する委員会等（教務学生委員会など）と協議し、必要に応じて学生及び担当教員等の関係者から事情を聴取した上で、対応を決定しその結果を学生に対して速やかに通知することとしている。学部長等に渡ってからの検討・対応等の体制・手順について、以下の条文を要項に追加する。</p> <p>（異議申立てへの対応）</p> <p>第4条 学部長等は、関連委員会等と協議し、必要に応じて担当教員や学生へのヒアリング等を実施し、異議申し立てへの対応を決定する。</p> <p>2 学部長等は、原則として前項の規定による申立てを教務課等より受理した日から7日以内に教務課等を通して、対応結果を所定の様式により学生へ通知する。</p> <p>2. 学生が担当教員に相談することを必須としているものではなく、学生は、教務課等に異議申し立てを行うものである。そこで、要項を反映したフロー図に修正する。</p> <p>なお、この要項の改定及びフロー図は、全学教務学生委員会の議を経て、決定することとしている。</p>
C	部会による確認（対応済み、対応不足の場合はコメント）	<p>【令和4年10月26日】</p> <p>指摘事項について適切に見直されていること、要項の改定及びフロー図は令和4年10月24日開催の全学教務学生委員会の議を経て決定したことを確認した。</p>

自己点検シート

A	担当部会員	認証評価対応部会員（全学担当）		
	基準番号	6-7		
	分析項目番号	6-7-1	通算番号 (同一の分析項目の場合)	
	<p>1. 確認事項が含まれていない事項、改善などの対応が必要な事項など (令和3年度中を目安として改善完了)</p> <p>2. 更なる質の向上に向けて取り組むことが推奨される事項など (今後の検討課題)</p>	<p>【令和3年9月3日】 現況調査表 書面調査シートに付されたコメントへの対応</p> <p style="text-align: center;">卒業（修了）判定： 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料として提出された資料からは、卒業（修了）判定に関する教授会等の審議及び学長の最終決定等に関して規程等において定められていることが認められない。（必須7：※10）</p> <p>指摘該当部局：医学部</p>		
B	対応部署	医学部		
	具体的な、改善等の対応状況	<p>【令和3年12月27日】 法人評価（現況分析）の「書面調査シート」で指摘された卒業判定（提出資料では学長が決定する旨が確認できなかった。）については、資料の提出に不足があったものであり、従前から医学部規程第10条に明記されていることを確認した。</p> <p style="text-align: center;">医学部規程第10条 (卒業及び学位の授与) 第10条 学則第27条に規定する修業年限以上在学し、別に定める要件を満たした者に対し、本学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。 2 前項の卒業を認定した者に福井大学学位規程（平成16年福大規程第30号）の定めるところにより、学士の学位を授与する。</p>		
C	部会による確認（対応済み、対応不足の場合はコメント）	<p>【令和4年1月26日】 医学部規程に記載されていることを確認した。</p>		

自己点検シート

A	担当部会員	認証評価対応部会員（全学担当）		
	基準番号	6-8		
	分析項目番号	6-8-1	通算番号 (同一の分析項目の場合)	1
	<p>1. 確認事項が含まれていない事項、改善などの対応が必要な事項など (令和3年度中を目安として改善完了)</p> <p>2. 更なる質の向上に向けて取組むことが推奨される事項など (今後の検討課題)</p>	<p>【令和3年11月30日】</p> <p>現況調査表 書面調査シートに付された減点の要素事項への対応</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>◆「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率「『標準修業年限×1.5』年内卒業(修了)率』が、以下のとおり相当程度低い。」</p> <p>学士課程：90%未満</p> <p>修士・博士前期課程、専門職学位課程：85%未満</p> <p>博士後期課程、一貫制博士課程：70%未満</p> </div> <p>指摘該当部局：工学部</p>		
B	対応部署	工学部		
	具体的な、改善等の対応状況	<p>【令和4年4月22日】</p> <p>平成28年度の同卒業率が86.8%と特異的に低い水準であったため、平成28年度～令和元年度の4年間の平均値が90%をわずかに下回る89.4%となったことによる。</p> <p>第3期には、アクティブ・ラーニング(AL)の拡大(注1)、授業外学修時間の増大(注2)など、教員の授業方法の改善や学生の学修への取組が進んで卒業研究着手率が改善しており(注3)、その結果直近4年間(平成30年度～令和3年度)の「『標準修業年限×1.5』年内卒業率」は平均で90.68%となっている。</p> <p>(注1)工学部及び大学院工学研究科FD委員会による活発なFD活動(毎年20回程程度の「アクティブ・ラーニング通信」の配信など)により、ALの普及に取組んだ。その結果、工学部におけるALを取入れた専門教育科目の割合は、平成30年度には第3期中期計画で掲げた目標である6割を超えて61.4%となり、令和元年度には69.4%、令和3年度には77.6%と継続して向上している。</p> <p>(注2)工学部学生の1週間の授業外学修時間は平成25年度5.8時間→平成28年度6.9時間→令和2年度10.9時間と向上して令和3年度も10.4時間となり、第3期中期計画で掲げた目標(9.75時間)を超えた。</p> <p>(注3)平成28年度～令和3年度の卒業研究着手率は、現役生については85.8%→84.9%→85.6%→87.9%→87.3%→89.7%、留年生を含む全体では79.5%→77.8%→80.4%→83.3%→81.8%→84.2%と推移し、長期にわたり向上する傾向にある。</p>		
C	部会による確認(対応済み、対応不足の場合はコメント)	<p>【令和4年4月27日】</p> <p>対応策の検討がなされ、改善に向けて取り組んでいることを確認した。</p>		

自己点検シート

A	担当部会員	認証評価対応部会員（全学担当）		
	基準番号	6-8		
	分析項目番号	6-8-1	通算番号 (同一の分析項目の場合)	2
	<p>1. 確認事項が含まれていない事項、改善などの対応が必要な事項など (令和3年度中を目安として改善完了)</p> <p>2. 更なる質の向上に向けて取組むことが推奨される事項など (今後の検討課題)</p>	<p>【令和3年11月30日】</p> <p>現況調査表 書面調査シートに付された減点の要素事項への対応</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>◆「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率「『標準修業年限×1.5』年内卒業(修了)率』が、以下のとおり相当程度低い。」</p> <p>学士課程：90%未満 修士・博士前期課程、専門職学位課程：85%未満 博士後期課程、一貫制博士課程：70%未満</p> </div> <p>指摘該当部局：医学系研究科</p>		
B	対応部署	医学系研究科		
	具体的な、改善等の対応状況	<p>【令和4年4月22日】</p> <p>医学系研究科博士課程小委員会・博士課程委員会において検討を行い、3年次の中間発表(大学院生発表会)の時期を早めること、及び中間発表時に博士論文完成までの進捗度や今後の作業等の必要事項を「研究題目提出用紙」として提出し、その上で博士課程委員(教授)が討論することにより、「標準修業年限×1.5」年内に修了できるように指導する体制を強化した。</p>		
C	部会による確認(対応済み、対応不足の場合はコメント)	<p>【令和4年4月27日】</p> <p>対応策の検討がなされ、改善に向けて取り組んでいることを確認した。</p>		

A	担当部会員	認証評価対応部会員（全学担当）
	<p>1. 確認事項が含まれていない事項、改善などの対応が必要な事項など （令和3年度中を目安として改善完了）</p> <p>2. 更なる質の向上に向けて取組むことが推奨される事項など （今後の検討課題）</p>	<p>【令和4年9月26日】 NIADからの確認事項への対応</p> <p>「修了率の低い大学院医学系研究科博士課程について、医学系研究科博士課程小委員会・博士課程委員会において検討を行い、3年次の中間発表（大学院生発表会）の時期を早めること、及び中間発表時に博士論文完成までの進捗度や今後の作業等の必要事項を「研究題目提出用紙」として提出し、その上で博士課程委員（教授）が討論することにより、「標準修業年限×1.5」年内に修了できるように指導する体制を強化した。」とのことであるが、令和3年度の数字を見ると56.0%と依然として高いとは言えない。さらにどのような対応策を検討中であるのか。</p>
B	対応部署	医学系研究科（松岡キャンパス学務課）
	具体的な、改善等の対応状況	<p>【令和4年10月3日】</p> <p>令和3年度に中間発表会の一連の改革取組を開始したが、中間発表会の対象学生が該当年度の3年次生であるため、標準修業年限×1.5年内の修了率の改善が見込まれる時期としては、令和3年度3年次生（令和元年度入学生）の入学後6年が経過する、令和6年度を予定している。</p> <p>このように効果が見込まれる時期は令和6年度以降ではあるが、今後も質保証の一環とする毎年度実施する「教育課程のモニタリング」において、修了率を毎年度検証することとしている。博士課程委員会では、その検証結果を注視し、必要に応じて措置を検討することとしている。</p>
C	部会による確認（対応済み、対応不足の場合はコメント）	<p>【令和4年10月12日】</p> <p>指摘事項について、更なる対応策が講じられていることを確認した。</p>

自己点検シート

A	担当部会員	認証評価対応部会員（全学担当）		
	基準番号	6-8		
	分析項目番号	6-8-1	通算番号 (同一の分析項目の場合)	3
	<p>1. 確認事項が含まれていない事項、改善などの対応が必要な事項など (令和3年度中を目安として改善完了)</p> <p>2. 更なる質の向上に向けて取組むことが推奨される事項など (今後の検討課題)</p>	<p>【令和3年11月30日】</p> <p>分析事項：1 現況調査表 書面調査シートに付された減点の要素事項への対応</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>◆「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率『「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率』が、以下のとおり相当程度低い。」</p> <p>学士課程：90%未満 修士・博士前期課程、専門職学位課程：85%未満 博士後期課程、一貫制博士課程：70%未満</p> </div> <p>指摘該当部局：工学研究科</p>		
B	対応部署	工学研究科		
	具体的な、改善等の対応状況	<p>【令和4年4月22日】</p> <p>博士前期課程では基準(85%)を超えていたことから、博士後期課程において基準(70%)を下回っていたことに対する指摘であると判断される。博士後期課程では、地域産業界の技術者に対するキャリアアップ支援の観点から社会人学生を積極的に受入れており、特に令和元年度までの好況下においては社会人学生が本務に割く時間が増えて在籍期間の長期化傾向が強まったことが「標準修業年限×1.5」年内修了率が低い一因となっていた。対策として、長期履修制度の活用を進めて改善を図ることとしている。具体的には、学生が無理なく博士論文研究に取り組めるよう長期履修制度の積極的な利用について教員への働きかけを強化し、特に社会人学生の主指導教員に対しては工学研究科長がヒアリングを行って学位取得までの見通しを確認し、入学後1年間の進捗状況によっては長期履修制度の利用を検討するよう依頼している。</p>		
C	部会による確認（対応済み、対応不足の場合はコメント）	<p>【令和4年4月27日】</p> <p>対応策の検討がなされ、改善に向けて取り組んでいることを確認した。</p>		

A	<p>担当部会員</p> <p>1. 確認事項が含まれていない事項、改善などの対応が必要な事項など (令和3年度中を目安として改善完了)</p> <p>2. 更なる質の向上に向けて取組むことが推奨される事項など (今後の検討課題)</p>	<p>認証評価対応部会員 (全学担当)</p> <p>【令和4年9月26日】 NIADからの確認事項への対応</p> <p>博士後期課程の標準修業年限内の令和3年度の修了率が23.5%とそれまでの3年間(50%以上)に比べてかなり低くなっている。</p>
B	<p>対応部署</p> <p>具体的な、改善等の対応状況</p>	<p>工学研究科 (工学系運営管理課)</p> <p>【令和4年10月3日】 令和3年度の標準修業年限内修了率は、令和4年9月修了者を含めると、31.6%である(入学者数19名、修了者数6名)。未修了者13名の半数を超える7名を留学生在が占めている。未修了者に占める留学生の割合が、令和元年度の9%、令和2年度の30%から、令和3年度には54%と急増したことが、令和3年度の標準修業年限内修了率を押し下げた形となっている。 留学生の未修了者が増えた原因は、コロナ禍による学修・研究活動の制限の影響が他の学生よりも強く現れたためである。令和3年度の留学生未修了者7名のうち4名については、休暇で母国に戻った後コロナ禍により再入国ができなくなった、コロナ禍により休学を余儀なくされた、研究に不可欠な外国でのフィールドワークが実施できなかった、国内・国際会議のキャンセルにより对外発表の機会が制限され学位申請に必要な論文が揃わなかったなど、コロナ禍の影響が特に大きい。仮に、これら4名が令和3年度に修了できていたとすれば、令和3年度の標準修業年限内修了率は52.6%と、それまでの3年間の水準(50%以上)となる。 コロナ感染症の収束に伴い状況は改善すると考えられるが、工学研究科では、留学生に対して入学後1年間実施している経済的支援制度の柔軟な運用(本来であれば渡日が1年遅れれば対象から外れる留学生についても対象から外さない)などを通して、コロナ禍の留學生への影響を低減する取組を行っている。</p>
C	<p>部会による確認(対応済み、対応不足の場合はコメント)</p>	<p>【令和4年10月12日】 指摘事項について、更なる対応策が講じられていることを確認した。</p>

参考資料1：優れた成果が確認できる取組

機関別認証評価に係る自己点検・評価では、基準ごとに優れた成果が確認できた場合又は改善を要する事項が確認された場合、その内容を認証評価に係る「自己評価書」の【優れた成果が確認できる取組又は改善を要する事項】欄に記載することになっている。今回、認証評価対応部会では、基準ごとの分析を進めるにあたり、基準等を満たしていない事項等を抽出するとともに、優れた成果が確認できる取組についても抽出した。

この資料は、今後の本学の質向上に資するよう、認証評価対応部会によって抽出した「優れた成果が確認できる取組」を基準ごとに取りまとめたものである。

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【学部・研究科の教育活動に対する高い評価（学部・研究科等の教育に関する現況分析）】

第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る「学部・研究科等の教育に関する現況分析」において、大学全体として、全国立大学中7位と高く評価された。特に、医学系研究科及び連合教職開発研究科について、教育活動の状況が「特筆すべき高い質にある」と評された。このような現況分析における高い評価は、学部並びに研究科が大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていることの証左である。

【学部・大学院組織の新設・改組】

(1)第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る達成状況評価結果において、「高度専門職業人の育成に向けた教育課程の整備」として「平成28年度に国際地域学部、平成30年度に福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職研究科、令和2年度に国際地域マネジメント研究科（専門職大学院）の新設、学士・大学院課程の改組再編が進んでいる」ことが「優れた点」として評価された。さらに、第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務実績評価結果において「機能強化のための教育研究組織の見直し」が「優れた点」としてあげられ、「福井県の地域特性や強い要望を踏まえ、地域の創生を担い、グローバル化する社会の発展に寄与できる人材育成の機能強化を図るとともに、教育の国際化に応えていく牽引役として、国際地域学部を設置している。また、教職大学院の機能強化を目指し、奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学と国私の枠を越え連携し、県境も越えた広域にわたる全国初の連合教職大学院を設置している。」と評価された。これらは、本学がこれまで行ってきた学部・大学院組織の改組再編が大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっている証左である。

(2)連合教職開発研究科の整備について、県境を越えた広域に渡る全国初の連合教職大学院として、本学を基幹校、奈良女子大学及び岐阜聖徳学園大学を参加校とする「福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科」を平成30年4月に設置するとともに、実践型教員養成機能への質的転換を推進するため、修士課程(教育学研究科学校教育専攻)を連合教職大学院に一本化した。本研究科では学校現場を学びの場としており、現職教員の院生であれば勤務校を拠点校として、学部卒の院生であれば拠点校でのインターンシップを通して学ぶことになり、地元の拠点校を活用しながら独自性のある教育を行うなど「学校拠点方式」を特色としている。参加大学は、教師教育改革の全国モデルとなっている「学校拠点方式」による本学の専門職養成プログラムを、県境を越えて受けることができる。この取組は、平成29年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられた。

(3)「国際地域マネジメント研究科」は地域の課題・ニーズにこたえる地域密着・協働型の

実践的・専門的なリカレント教育を行う専門職大学院として、本学の地域創生の知の拠点としての機能強化に資するものである。第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務実績評価結果において、「地域創生に資する専門職大学院の新設」が「優れた点」として「83の企業、11の自治体のトップに直接面談し企業や自治体の現状と課題を踏まえ、福井県内及び近隣の企業や自治体で、グローバル化対応の中核となり、リーダーとしてこれを推進することが期待される30歳から40歳前後の人材を主な対象とし、国際・地域分野とマネジメント分野を中心に学び、大学院学生各人のニーズに応じた外国語の研鑽を積むとともに、海外実地研修で国際感覚を養い、履修した科目の内容を実地で体得すること等を特色とする地域密着・協働型の実践的なリカレント教育を行う国際地域マネジメント研究科を令和2年4月に設置することにしている。」と評価された。

【総合教職開発本部の設置】

複数の教職課程を一体的に管理・運営する新たな全学的体制を整備し、教職課程の水準を維持・向上させる仕組みを確立する組織として「総合教職開発本部」を令和3年4月に設置した。本部には国際教職開発部、地域教職開発部、インクルーシブ教育部を置き、生涯にわたって職能成長をし続ける卓越した高度専門職業人の育成、世界の教師教育との交流実現による日本型教育の特色理解と世界への展開、超スマート社会が求める教師教育や地域ニーズに応えることのできる教師教育の実現を目指しており、教師教育改革を実現する全国的にもまれな大規模な体制を整えている。なお、本学は「教員養成フラッグシップ大学」に唯一の総合大学として令和4年3月に指定され、「総合教職開発本部」は、フラッグシップに係る取組の中核をなすものである。さらに、教育課程・教員免許センターでは、福井アカデミックアライアンス(FAA)を介して他大学と連携した教職課程の設置が可能となっている。

この取組は、令和2年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられた。

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【教員養成領域における実務家教員等の雇用促進】

教員養成領域では、知識基盤社会における先導的な教師教育モデルを提示し、実施中の拠点校方式による教師教育を更に発展させることと併せ、福井県全8,000人の教員の資質向上など、地域の教育力向上に資するよう、第3期中期計画として「教員養成系の教員のうち、学校現場で指導経験のある教員（実務家教員）を30%以上確保し、地域の学校教育における実践的指導力の更なる向上を図る」をあげている。「現場実践6割タスクフォース」を中心に計画を進め、実務家教員について、新規採用時の積極的登用により、第3期中は常に目標値(30%以上)を上回り、実務家教員の雇用が進んでいる。本取組は地域の教育力向上に大きく寄与しており、県内公立学校教員の免許状更新講習受講対象者の受講率の高さ(100%)

に繋がっている。

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【総合戦略室の設置】

学長のリーダーシップによる戦略的な法人運営を促進するため、統轄的な観点から、教育研究活動を含め、本法人の経営方針、経営戦略その他重要課題について企画立案及び総合調整を行うことを目的として、令和3年4月に「総合戦略室」を設置した。総合戦略室を設置することに伴い、本法人における会議等の運営体制も併せて見直し、従来から設置されていた「経営会議」及び「常勤役員等会議」の機能については、総合戦略室の下に置いた、学長を議長とする「総合戦略室会議」に統合し、両会議を廃止することで運営体制の効率化を図るとともに、大学設置基準等に規定された教職協働の推進体制を構築している。さらに、総合戦略室の下、担当理事をリーダーとして、特定の課題について専門的な調査、企画立案を行うプロジェクトチーム(「教学 IR 推進」、「入試戦略」、「研究力向上」など)を随時設置している。

この取組は、令和2年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられた。

領域2 内部質保証に関する基準

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【新たな内部質保証体制の整備】

「教育の内部質保証に関するガイドライン（大学改革支援・学位授与機構）」並びに機関別認証評価基準等を踏まえ、令和元年度に「内部質保証に関する基本方針」並びに「教育の内部質保証に関する基本方針」を策定し、令和2年度にはこれらに基づいて教育研究活動等の質の向上を図り本学の目的及び社会的使命を達成するため「福井大学内部質保証規程」等を制定するとともに実施要項やガイドラインを整備した。これにより、責任体制、自己点検・評価及び第三者評価等の実施、評価結果を改善に繋げる取組の実施等を明確化し、内部質保証の実質化を図った。また、評価負担の軽減に配慮しつつ、定期的・継続的に実施する仕組みを整え、学長が各々の内部質保証を全学的・長期的に把握できる体制を整備した。この体制のもと、研究活動なども含め各部署の現況をその使命・目的に照らして総合的に検証する「部局等の自己点検・評価及び外部評価」（6年ごと）に加え、「教育の内部質保証に関するガイドライン」を踏まえ、教育活動（それに係る施設・設備等、学生支援、学生受入も含む）の充実度を検証するため「教育課程のモニタリング」（毎年度）、「教育課程のレビュー」（6年ごと）、および「全学テーマ別自己点検・評価」（3年ごと）を実施することとしている。

令和3年度には、教育課程のレビュー及び全学テーマ別自己点検・評価を実施するとともに、すべての学部・研究科において教育研究活動全般に係る自己点検・評価及び外部評価を実施し、これらを通して課題の抽出と改善策の検討を行った。今後、順次改善に資することとしている。

令和4年度は、教育課程のモニタリングをすべての学部・研究科において実施中である（教育課程のレビューを実施する年度にはモニタリングはレビューによって代えることができるとしており、最初のモニタリングは令和4年度である）。

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【教育課程のモニタリング・レビュー及び全学テーマ別自己点検・評価の実施方法や手順等の策定】

「教育の内部質保証に関するガイドライン（大学改革支援・学位授与機構）」を踏まえ、教育課程のモニタリング（毎年度）、教育課程のレビュー（6年ごと）、全学テーマ別自己点検・評価（3年ごと）について、点検項目、実施方法、手順等を明確に定めたガイドラインを令和2年度に策定した。

令和3年度に教育課程のレビュー及び全学テーマ別自己点検・評価を初めて実施した。効率的かつ客観的に点検・評価を行う上で、点検項目や評価基準等が明記された自己点検・評

価シートが有効であったことから、教育課程のモニタリング（令和4年度～）についてもすべての学部・研究科において統一的な方法でモニタリングが実施できるよう、自己点検・評価シートと同様な様式をモニタリング用に作成している。

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【教育課程のモニタリング・レビュー及び全学テーマ別自己点検・評価による点検・改善】

令和3年度に、教育課程のレビュー及び全学テーマ別自己点検・評価を実施した。教育内部質保証委員会は、提出された自己点検・評価シートを確認し、改善を要する点等を「教育内部質保証委員会による意見」として付記し、全学内部質保証委員会に報告した。その後、教育研究評議会及び役員会への報告の上、各部局に改善等に資するようフィードバックしている。このように、新たに構築した内部質保証体制の運用を開始している。

さらに、各学部・研究科に対しては、令和4年度から毎年実施する教育課程のモニタリングも活用して改善・向上に取り組むよう依頼している。

【各部局の自己点検・評価及び外部評価による点検・改善】

「福井大学内部質保証規程」において、部局における自己点検・評価、外部評価の実施が定められている。これに基づき、令和3年度に「福井大学部局等自己点検・評価及び外部評価実施要項」に沿って、各学部・研究科において自己点検・評価、外部評価を実施した。これは、各部局の教育研究活動等の現況をその使命・目的に照らして総合的に検証するものである。外部評価の結果は改善方策等とともに、全学内部質保証委員会に報告され、同委員会では「学部等の評価結果の確認に関するガイドライン」等に基づき、外部評価結果等を確認し、必要に応じて課題や改善点の抽出等を行い、学長に報告した。その後、教育研究評議会及び役員会の議を経て、各部局に改善等に資するようフィードバックしている。さらに、同委員会は改善等の進捗状況について報告を受け、その進捗状況を確認することとしている。

このように、新たに構築した内部質保証体制の運用を開始している。

【国際アドバイザーによる教育評価の実施とそれに基づく改善】

本学では、分野別第三者評価が整備されている領域ではそれを活用するとともに、全学的には国際アドバイザーによる教育評価を受審し、総合的に教育の国際通用性を担保することとしている。この方針のもと、本学の国際アドバイザーであるキャシー M.タカヤマ博士（Senior Science Education Fellow, Howard Hughes Medical Institute, USA（令和元年度評価実施時））による外部評価を定期的に行っており、第2期の平成25年度に続き、第3期には平成29年度と令和元年度に国際アドバイザーによる教育評価を実施した。令和元年度の評価では、以前指摘されていた「学生を教育改善の輪の中に組み込めていない」「授業アンケートの質問項目が適切でない」等の問題点が解消されていることが確認され、同博士から「初回の平成25年度の訪問以来、学生中心の教育改革に対する大学全体のアプローチへの

私の意見や提案に応じて、大きな進展が見られた」との総括のもと「教育課程の国際通用性に関し早急に改善すべき点は、特に見当たらない」との見解が示された。教育改善への学生の参画が部局レベルで進んだことを受け、令和2年度末には全学として「学生・教職員協働教育改善小委員会」を設けるなど、国際アドバイザーによる外部評価とそれに基づく改善に継続的に取り組んでいる。

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【国際地域学部を設置】

学長の指示に基づき、県内高校生、教育界、産業界、自治体等へのニーズ調査や福井県経営者協会等の経済団体との意見交換等、ステークホルダーからの意見聴取を組織的に実施し、その結果を分析することにより、グローバル化が進展する地域において地域創生を担う人材を学生の主体的な学びを重視したカリキュラムのもと育成する国際地域学部の設置が平成28年度に実現した。学部のアドバイザーボード機能を担う組織として、企業・自治体等が加わった「地域連携協議会」を年1～2回のペースで定期的に開催し、協議において得た評価・助言を学部運営の改善に役立てている。

【専門職大学院国際地域マネジメント研究科の設置】

平成30年度に、学長の指示に基づき、地域に必要とされる今後の人材育成の在り方を探るため、IR室が関係部局と共同で、概ね10か月かけて、県内外の企業83社、県内11自治体を対象に調査・分析を行い、地域事情や人口見通し、高等教育の状況、産業政策動向と合わせ、学長に報告した。この報告も一助となり、地域創生に資する社会人へのリカレント教育を担う専門職大学院の設置を目指して全学から必要な資源を投入することが決定され、専門職大学院国際地域マネジメント研究科の令和2年度設置が実現した。なお、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る業務実績評価結果において、「地域創生に資する専門職大学院の新設」が「優れた点」としてあげられた。

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

該当なし

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【教育研究活動に必要な予算の戦略的配分】

第3期中期計画に「学長のリーダーシップのもと、本学の教育・研究・医療・社会貢献等の機能を強化できるようガバナンス体制の点検、見直しを継続的に行うとともに、IR体制を強化し、財務データの分析等により、戦略的・効果的な資源配分を行う。」をあげ、大学改革及び機能強化を継続的に進めるための取組や教育改革を推進するために必要な経費を「重点配分経費」の中に確保し、公募やヒアリングなどを実施しながら教育研究活動等に必要の予算を適切に配分している。機能強化経費の配分においては、毎年度、役員ヒアリングを実施し、事業ごとに各取組の執行実績やKPIの達成状況等を確認・評価し、基礎額に対して配分率を設定するメリハリある予算配分を行う仕組みを導入している。配分率も令和3年度には前年度配分率90-110%から85-115%に範囲を拡大するなど、機能の強化を図っている。

特に、本学が強みとする画像医学、遠赤外領域開発、原子力安全の重点領域による機能強化を促進するため、文部科学省からの機能強化経費に加え、当該重点研究分野に対し重点配分することとしており、目標値(第2期中配分総額の10%増)を上回る実績を上げている。画像医学分野では虐待を含むマルトリートメント予防のための脳画像研究についての成果が、第3期中期目標期間(4年目終了時)に係る業務実績評価結果において「特色ある点」として評され、さらにその後の計画の進展によって得られた成果が令和2年度に係る業務実績評価結果において、「注目される事項」として取り上げられ、特に「虐待などのマルトリートメント予防モデル構築のための研究」が令和2年度文部科学大臣表彰(科学技術賞(研究部門))を受賞したことは成果が優れていることの証左である。また、遠赤外領域開発分野では、第3期中期目標期間(4年目終了時)に係る業務実績評価結果において「先進ジャイロトロンの開発」が「優れた点」として取り上げられているほか、「先端的画像医学研究の推進」、「PET/MRI 研究における先導的研究の推進」、「原子力安全・危機管理研究の推進」が「特色ある点」と評価されている。これらは、この重点配分等により顕著な成果が上がっていることの証左である。

【予算配分・執行における「調整枠制度」の構築】

財務分析(財務IR)を活用して、年度ごとの必要額に差が見られる「年度特有の予算」については、単年度ではなく3年間の予算枠を設定し、部局が予算枠の範囲内で各年度の予算額を柔軟に設定でき、予算の残額を翌年度以降に繰り越せる「調整枠制度」を平成30年度に構築し、平成31年4月から導入した。「調整枠制度」の運用により、部局の事業計画に基づき、3年間の予算枠の範囲内で毎年度の予算の過不足を部局間で調整し合った結果、単年

度予算では行えない高額な事業の実施や計画的対応ができ、また「調整枠制度」は基盤枠予算の経年比較が容易に行え、調整枠予算の3か年計画の立案と翌年度繰越が可能なスキームであることから、予算執行のムダ・ムラ・ムリの排除と徹底した経費削減に繋がった。さらに、基盤的な経費の可視化が可能となったため、経費を削減した部局にインセンティブを付与する「経費削減プラン報奨制度」を新たに構築し運用を開始した。

これらの取組は、平成30年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられ、さらに、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る業務実績評価結果において「優れた点」としてあげられ「財務分析(財務IR)を活用して、必要額に年度ごとの差が見られる「年度特有の予算」については、単年度ではなく3年間の予算枠を設定し、部局が予算枠の範囲内で各年度の予算額を柔軟に設定し、及び予算の残額を翌年度以降に繰り越せる仕組みを平成30年度に構築している。令和元年度には、画像医学研究の基幹設備(492万円)や、義務教育学校の電話設備(400万円)の更新等、合計4部局において従来の単年度の予算では賅えない事業を3年間の予算枠を活用して実施し、翌年度への予算繰越が可能となったことでコスト意識が啓発され、約400万円の経費削減につながっている。」と評される等、法人評価委員会から度々評価されており、これらは優れた成果の証左である。

【基金事務局による寄附金獲得への取組】

21世紀のグローバル社会において高度専門職業人として活躍できる人材の育成・輩出・イノベーションの創出並びに地域の知の拠点として、地域社会の持続的発展のために活用することを目的とした福井大学基金(羽ばたけ基金)を設け(平成26年3月)、新たに設置した基金事務局(平成29年4月)を中心に、企業等の法人や卒業生等、ステークホルダー別に戦略的な募金活動を実施するなど、積極的に寄附金獲得を進めている。中でも、企業等の長として責任の在る卒業生を組織会員とする「福井大学同窓経営者の会」を設立(平成30年3月)し、寄附拡大に繋がる強力な基盤を構築している。これまでに獲得した寄附金は令和4年5月末で総額5億円に達している。さらに、福井県のふるさと納税を活用して、大学応援・新型コロナ学生支援として令和3年末までに本学に総額約7千万円をいただいております。福井県との協議により事業の追加や大学への交付割合の引き上げの交渉などにより、寄附金の増額に繋がっている。

これらの取組は、平成28年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」、令和元年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられ、さらに第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る業務実績評価結果において「優れた点」としてあげられるなど、法人評価委員会から度々評価を受けており、これは優れた成果の証左である。

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【ガバナンスの強化に関する取組】

令和元年度に新理念「格致によりて人と社会の未来を拓く」を制定し、その理念を実現す

るための道標として、本学の未来像を具現化するための「福大ビジョン 2040」を令和 2 年度に取りまとめている。また、自らの使命を自覚し、人類の将来を視野に入れた諸課題に挑戦でき、職責の遂行に最善の努力を果たすことのできる人材を求めることを明確にした「人事基本方針」並びに本学の経営又は運営体制を整備するための基本方針として「国立大学法人福井大学における経営・運営体制の整備等について」をそれぞれ策定している。さらに、学長のリーダーシップによる戦略的な法人運営を促進するため、本法人の経営方針、経営戦略その他重要課題について統轄的観点から企画立案及び総合調整を行うことを目的としたを設置している。総合戦略室の下、「リベラルアーツ教育」や「SDGs」などの特定の課題をテーマとした教職協働のプロジェクトチームを設置し、専門的な調査、企画立案を行うことなど新たな取組を実施している。

このような学長のリーダーシップによる各種方針の策定や体制整備の実施など、戦略的な法人運営体制を強化していることが、令和 2 年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられ、「学長のリーダーシップによる戦略的な法人運営を促進するため、本法人の経営方針、経営戦略その他重要課題について統轄的観点から企画立案及び総合調整を行うことを目的とした「総合戦略室」の設置を決定し、総合戦略室の下、特定の課題について専門的な調査、企画立案を行うプロジェクトチームとして「リベラルアーツ教育」や「SDGs」等をテーマにした 7 つのプロジェクトチーム設置を決定している。」と評され、これは優れた成果の証左である。

【災害発生時に備えたマニュアル作成と安否確認システムの構築】

(1)大地震が発生した場合、学生が的確に判断し、迅速かつ臨機応変に行動できるよう、携帯型(ポケットサイズ)の「大地震マニュアル」を学部ごとにそれぞれ整備し、平成 28 年 4 月に全学生に配付した。また、学生の安否確認については、学内の施設等が被災しても対処できるよう、学外のサーバを利用しメールにて安否確認ができる体制を整備した。この取組は、平成 27 年度に係る業務実績評価結果において、「大地震が発生した際に学生が迅速かつ臨機応変に行動できるよう、携帯型(ポケットサイズ)の大地震マニュアルを学部ごとに作成するとともに、学生の安否確認については、学内の施設等が使用できないような状況においても学外のサーバを利用しメールにて把握ができる体制を整備している。」と「注目される事項」として取り上げられた。

(2)当初はメールで実施していた学生の安否確認について、令和元年度には安否確認システムを導入して、学内の施設等が使用できない状況においても学外のサーバを利用して災害時の安否状況が把握できる体制を整備した。また、令和 2 年度から、災害時の安否システムによる安否情報や家族との連絡方法などを記したカードを活用することとし、入学時のオリエンテーション時に当該システムの登録方法等を周知している。

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること
【業務改革企画室における生産性向上に向けた取組】

平成30年度に設置した「業務改革企画室」では、事務局における業務の多様化・高度化に対応し、生産性向上により管理的業務から本質的業務へシフトすることを目的に「業務改善計画」を策定している。これに基づき様々な取組を実施したことが令和2年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられ、『「業務改善計画」に基づき、事務局における全業務を対象に、独自フォーマットを用いて業務プロセスを洗い出し整理のうえ「業務の見える化」に着手し、業務効率化やRPA(Robotic Process Automation)による業務自動化を図っていくこととしている。業務の進捗状況を可視化のうえ、リアルタイムに共有及び管理することを目的に、Google Workspaceの拡張機能を活用したタスク管理手法について検証し、事務局において導入を図っており、個人への業務集中の解消(業務の平準化)等が図られ、業務の生産性向上につながっている。』と評された。

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

該当なし

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

該当なし

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【戦略的な情報発信の取組】

(1)広報センターを中心に、広報対象を15のステークホルダーに区分し、それぞれに広報目的、目標、方法を定め効果的な広報媒体を活用し広報活動を実施している。「就職に強い大学」との評価が広く認知され、本学のキャリア支援を題材にしたNHKBSでの全国放送ドラマ化が実現したことは、戦略的な情報発信の成果であり、令和元年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられ、これは優れた成果の証左である。

(2)「研究・記者発表」「知財関係・研究シーズ」「イベント」「教育・学生活動」の4つのニュースソースに応じたステークホルダー8区分に整理(大括り化)し、見る人の興味を引くようにビジュアル面を考慮したHTML形式のメールを一括配信するステークホルダー向け情報発信システム「Connect Ufukui」を構築した。令和3年度から運用を開始しており、効果的で効率的な情報発信へと進化させている。「ウェブサイト広告を活用した効率的な情報発信」の取組は、令和2年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として評価された。

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【診療参加型臨床実習 ICT システム「臨床教育支援システム CESS (Clinical Education Supporting System)」の独自開発と運用】

診療参加型臨床実習を実質化し学生のアウトカム評価を行うための ICT システムとして「臨床教育支援システム CESS (Clinical Education Supporting System)」(2021年度より「F.CESS」)を福井大学独自に開発し、平成29年度5年生から附属病院20診療科のうち3診療科でテスト運用し、平成30年度には12診療科(60%)、令和元年度は19診療科(95%)で導入した。CESSは附属病院の電子カルテと連動し、患者情報に合わせてリアルタイムに更新することで診療情報を学生と共有する仕組みであり、学生は担当患者の診療を学生用カルテに記載することができ、令和元年度の5年生各学生は1年間で平均33.6名の患者を担当し151.7回の学生カルテ記載を行っている。また、CESS内に設けられたチャット機能により質問や振り返り等のコミュニケーションが可能であり、これによる教員のフィードバックも各学生に47.6回/年行われている。これらはシステム内でポートフォリオとして記録維持され、学生はカルテ、経験医行為、経験疾患と担当診療科の評価によって自らの実習を振り返ることができる。教員はポートフォリオの閲覧と入院患者のデータとのリンクから各学生の経験不足の患者・疾患の割り振りを行うことができ、各学生が取り組んだ一連の実習成果について各診療科の実習終了時にCESS内で評価を実施している。このシステムを利用した令和元年度卒業生は、10診療科では9割の学生が評価点平均70点以上と高い学修成果を上げており、学生の8割がCESSを利用して「カルテ等の文書作成能力が向上した」、「診療に参加している実感が持て、学修意欲が増した」と評価している。本システムの参加型臨床実習の実質化における有用性や、実習ポートフォリオ作成による学生の学修PDCAサイクルの実現は、「文部科学省主催医学歯学教育指導者のためのワークショップ」(平成29年)において参加大学77大学中1位の取組として選出され、さらに「医学教育の国際標準化への新システム開発」として平成29年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられた。令和元年度の国際アドバイザー キャシー M. タカヤマ博士による教育評価においても『医学部については、平成28年の教育評価では問題が1つあった。カルテの記入業務に関して、臨床現場と教育現場との間でうまくつながっていない制度上の問題があったが、この問題を解決するために素晴らしい臨床教育支援システム(CESS)を開発し・・・』と非常に高い評価を受けている。以上の臨床実習システムの構築と利用は医学教育質向上において特筆できるものである。上記の取組・成果は、第3期中期目標期間(4年目終了時)に係る現況分析結果において「優れた点」として評価された。

【コロナ禍における新たな遠隔授業システムの開発整備】

医学部において、医学部附属教育支援センターと県内企業との産学連携により新たな遠隔授業支援システム「F.MOCE」(Fukui-Medical Online Communication & Education System)を開発した。このシステムは、コロナ禍を背景に、“人が本来すべき”であった授業や指導、支援に時間を割くことができるよう、教員用／学生用のアプリケーションとして独自に開発したものである。分かり易い画面構成を採用し学生のシステム利用への不安を軽減しつつ、教職員の業務効率化を図っている。教員は専用アプリから講義動画やプリント資料などを簡単にアップロードでき、学生に向けた自動配信のほか、学生からの質問・感想なども自動で集計できる。更に体温などを記録するツールも盛り込み、教職員は学生の受講状況とともに健康状態の把握もできる。この「F.MOCE」は、オープンソース・ソフトウェアとしてネット公開・無償配布を行っており、リモート教育の拡大に資している。本取組は、国立大学協会機関紙ホームページなどで紹介され、また各種メディアに取り上げられ、高い注目を得た。さらに令和2年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられ、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る業務実績評価結果において「特色ある点」として評価された。加えて、医学部の F.CESS 及び F.MOCE などの産学連携実績を基に、福井大学と県内企業は包括連携協定を締結した（令和4年度）。

【コロナ禍における遠隔授業ポータルサイトの開設整備】

コロナ禍において遠隔授業（オンライン授業）のスムーズな実施を図るため、学生と教職員をサポートする「福井大学遠隔授業ポータル」を教職協働で開設し、遠隔授業における各種ツールの活用方法、著作権への対応など、遠隔授業を実施する上で有用な情報の提供を行い、これも一助となり支障なく遠隔授業が実施できた。授業開始前に全学生に対して実施した通信環境に関する Web アンケート結果を受けて、Web カメラ付ノートパソコン 33 台を準備し、通信環境がない学生計 54 名に貸し出すとともに、本学近郊の学生には学内のパソコンルームや WiFi 環境のある教室での受講を認める措置を講じた結果、混乱なく遠隔授業を開始することができた。

【コロナ禍における安全・安心な修学環境の整備】

新型コロナウイルス感染症対応として、大学の自己収入（計 30,081 千円）を投入し、空調機等の取替工事のほか、講義室消毒やフェイスシールド等の感染防止対策、学生貸し出し用 PC 購入などの遠隔授業対応等を実施した。また、寄附金・補助金等（計 101,890 千円）を活用して講義室の改修や空調設備の改修、衛生対策を行った。また、義務教育学校のタブレット整備による児童生徒の修学環境の整備など、文部科学省補正予算関係（計 80,551 千円）を活用した整備を実施した。さらに、福井大学基金及びふるさと納税補助金「新型コロナ学生支援事業」を活用（計 5,920 千円）し、講義室等の感染予防・感染拡大防止対策等を実施した。

【義務教育学校の設置】

教育学部の附属小学校と附属中学校の統合による「附属義務教育学校」を国立大学法人初として平成29年4月1日に設置し、小中一貫の9年間を通したPBL（課題解決学習・プロジェクト学習）に取り組んでいる、平成30年から研究開発校として実施しているほか、福井県内の教育委員会等の地域の課題に対応するため、義務教育学校の設置に関わった教職大学院のスタッフが、学校統廃合委員会や小中学校建設の委員（あわら市、南越前町、越前町、若狭町、敦賀市）に就任し、各委員会等で情報発信を行っている。本取組は、平成29年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられた。

【学生交流センターの設置とネーミングライツ事業】

グローバル社会において地域創生を担う人材の育成を目的に学生交流センターを2021年9月に竣工した。建物は、文京キャンパスの旧大学会館の跡地に新設し、延床面積1,908㎡のRC造3階建である。センター内には学生同士が交流できるラウンジの他、英語教育を実践する「セーレングローバルハブ」などが設置されている。キャンパス内で点在していた入試課・アドミッションセンター、国際課・国際センター・語学センター、キャリア支援課・キャリアセンターを集約して、入学から就職までシームレスな修学支援を実現する他、グローバル教育を一層推進する。「セーレングローバルハブ」は、留学生と日本人学生によるイベント開催や異文化交流のための施設で、名称の命名権者をネーミング事業として公募し、福井市のセーレン株式会社が選定され命名した。本取組により、本学学生のグローバル化促進に加えて、地域企業との連携による地域貢献にも寄与することができた。本取組は、各種メディアに取り上げられ高い注目を得た。

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【コロナ禍におけるオンライン学生支援の取組】

令和2年度に、コロナ禍における遠隔授業導入に伴う医学部学生のコミュニケーション不足を補う目的から、医学部キャンパス内の学生同士の交流の場である「コミュニケーション・スペース（コムユスペ）」をオンライン上で再現した「コムユスペ・オンライン」を開設した。遠隔授業中心の大学生活において、学生は学業や学生生活の時間を学生同士で共有することが困難になり、特に新生の不安が相当なものであった。こうした状況を緊急的に解決する必要性から、「コムユスペ・オンライン」では、学生や教職員が気軽に参加し、学生相談室カウンセラーがホストとして常駐して、学生の日頃の悩みや学生生活のアドバイスを与えるなどして学生支援を行なった。本取組には多くの学生が参加し、好評を得るとともに、メディアに取り上げられ高い注目を得た。

【コロナ禍における経済的學生支援の取組】

授業料納入期限の延長措置に加え、福井大学基金や福井県のふるさと納税等を活用し、コロナ禍の影響によるアルバイト収入減で経済的に困窮する学生（延べ約1,400名）に対して奨学金を支給した。奨学金は収入減の状況に応じて1カ月分ごとに申請を受け付け、困窮度に応じ1～3万円を継続的に支給するもので、年度当初（令和2年4月分）から毎月、申請を受け付けた。このような継続的な奨学金は全国的にも珍しく、学生からも好評を得ている。さらに、コロナ禍の影響で経済的な理由により修学の継続が困難な学生が、修学を断念することなく安心して修学を継続できることを目的とした緊急学生修学支援給付型奨学金を、福井大学基金を原資として令和3年3月に新たに創設した。月額奨学金（月額5万円、支援限度額30万円）又は授業料相当額奨学金（最大26.7万円、1回限り）の支給と併せて、他の奨学金等を紹介するなどのフォローをすることとしている。

【コロナ禍における学生の感染予防・健康管理支援の取組】

講義室等の感染予防・感染拡大防止対策等を実施したほか、冬季におけるインフルエンザとの混合感染回避のための予防接種経費の一部補助（約1,200名）、学外実習時等のPCR検査費用負担等の財政支援を行った。留学生同窓会・同窓生から支援があった3万枚のマスクや医療用マスクを活用し、学生への直接配付、教育実習用等に充当した。また、コロナ禍の経済困窮から問題となっている「生理の貧困」を心配した県内在住の医師（卒業生）から寄附の申し出があり、令和3年4月からの、基金も活用する継続的な生理用品配付支援に繋がった。

【留学生用住居の拡充】

日本人学生との混住宿舎である福井大学国際交流学生宿舎の留学生枠を計画的に拡大するとともに、福井県から一部財政支援を受け、平成30年度に文京キャンパス内に外国人留学生専用の牧島ハウスを設置している。留学生用住居は第3期中期目標期間中に33室増加し、第2期中期目標期間に比べ1.4倍に拡大している。本取組は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る業務実績評価結果において「特色ある点」として評価された。

【顕著な就職率と定着率に繋がる就職支援の高評価】

企業の人事担当者に対する民間の調査（企業の人事担当者から見た大学イメージ調査2019）の結果、就職支援に熱心に取り組んでいる大学として複数学部を有する国立大学の中で1位（私立大学まで含めた全大学中では7位）となり、学生及び卒業生・修了生を採用した企業等からの評価と同様に、充実した就職支援が高い評価を得ている。本取組は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る業務実績評価結果において「特色ある点」として評価された。このような就職支援が一助となり、学生の採用後の離職率は全国平均の3分の1以下と非常に低く、高い就職率と定着率となっている。なお、卒業・修了者の全国大学実就職率ランキングでは、複数学部を有する卒業生1,000人以上の国立大学において14年連続

第1位を達成し、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る業務実績評価結果において「優れた点」として評価された。

【キャリア教育の高評価（キャリアセンターの設置）】

平成28年度にキャリアセンターを設置し、職業観等を育成する共通教育科目の開講等、就職指導にとどまらないキャリア教育を組織的に実施し、高い就職率につながっている。卒業生・修了生を採用した企業等を対象としたアンケートの結果、全ての項目で福井大学卒業生・修了生に対する評価が新卒採用者全体に対する評価を上回り、かつ上回り方は第2期中期目標期間からさらに拡大するなどの評価を得ている。また、ほとんどの調査項目において、平成25年度、平成28年度、令和元年度の順に評価が向上している。本取組は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る業務実績評価結果において「優れた点」として評価された。

領域5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

該当なし

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【高大接続入試の導入】

文部科学省「高等学校における『多様な学習成果の評価手法に関する調査研究』」事業により開発した「探究力」ルーブリックに基づき、アドミッションセンターと国際地域学部は「高大接続型入試のためのルーブリック」を共同開発した。国際地域学部では、同ルーブリック用いて主体性等を多面的・総合的に評価する高大接続型入試を平成29年度から実施している。同入試による入学生のGPAは他の入試区分での入学生のGPAを最大0.57上回る等、同入試が優秀な学生の確保に繋がっていることが確認でき、更に高校からの「探究的な学びへの変革に対応した適切な選抜方法である」との好評も踏まえ、募集定員を当初の若干名から令和元年度入試では5名に拡大した。

さらに、工学部は平成31年度入試から「建築・都市環境工学科」に高大接続型の推薦入試Iを、教育学部では令和3年度に実技型入試（美術）並びに令和4年度に「嶺南地域枠」を導入しており、高大接続型入試は着実に拡大している。

【多様な能力を多面的・総合的に評価する手法の開発】

アドミッションセンターを中心に、平成28年度より、文部科学省概算要求共通政策課題（入学者選抜改革分）に採択された事業「高大連携と評価手法の開発研究による高大接続入試への提案」の基幹大学として、静岡大学と三重大学と共同で、新たな高大連携のあり方と評価手法の研究開発の取組を進めている。多様な能力を多面的・総合的に評価するルーブリックを開発して『大学入試研究ジャーナル』等で公表する等、情報発信に努めている。なお、3大学共同による取組は、平成28年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられた。

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【教育学部における嶺南枠入試の導入】

教育学部では、地域密接型を目指す大学として地域の教員養成の中心的な役割を担う人材の育成を掲げており、教員人材の定着が難しいとされている福井県嶺南地区を志望する質の高い教員の安定的・計画的養成をはかることを目指し、県教育委員会と連携協働し、令

和4年度入試（令和3年度実施）から嶺南地域枠入試を導入した。

令和4年度入試では、募集人員10名（初等教育コース6名、中等教育コース4名）のところ23名が志望し、10名が合格した。入学後、学生は「福井県嶺南地域枠教育プログラム」を受講することとしている。

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

*教育学部、医学部、工学部、国際地域学部、連合教職開発研究科及び医学系研究科においては、当該領域の基準に対する自己点検・評価は令和2年度受審国立大学法人評価（教育に係る現況分析）など第三者評価結果を活用している。

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【「アウトカム基盤型教育」の導入】（医学部）

平成28年度に「福井大学医学部理念」に関する意見を医学部教職員及び学生等から募り「愛と芸術で人と社会を健やかに」を医学部理念として定めた。平成29年度に「理念」に基づき「医学部の教育目的」「医学部の人材育成目標」を改定し、医学科は平成30年度、看護学科は令和元年度から「理念」のもとに、卒業時に身につけるべき学修成果としての「アウトカム」（3項目）と、アウトカムを達成するために6年間・4年間で修得すべき能力を「コンピテンシー」（36項目）として定め、それを基にカリキュラムを構成するという、アウトカムに基づく体系的な教育プログラムである「アウトカム基盤型教育」を導入した。上記の取組・成果は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

該当なし

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【「学校体験学習」の導入】（教育学部）

「学校体験学習」を教育実習の事前事後学習として平成30年度から導入した。教師の役割と仕事について学校現場で多角的に学ぶ機会の充実と、教職の実践的力量形成の強化を図る。授業や部活動、学校行事の支援や、福井市教育委員会と連携したプログラミング教育への参加を中心とする多様な学習機会を活用している。プログラミング教育については福井市内の全小学校50校へ学生を派遣する実績をあげた。令和2年度参加学生へのアンケートでの「教師の役割について多角的に学ぶことができたか」という問いに対する肯定的回答は89%である。この取組は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。

【教育課程及び内容の体系化】（医学部）

「教育課程及び内容の体系化」への取組として、卒業までの全到達目標（約1,900項目）と全科目の対応を医学部附属教育支援センターにて一元的にモニターし、必要に応じた科目間の調整も行っている。その情報は毎年作成するシラバス各科目の「到達目標」への反映

や全体集計を用いたカリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー等に纏められ、学生に周知されている。現在運用するカリキュラムは第2期（平成27年度まで）の入学者、臨床実習を充実した平成28年度以降の入学者、さらにアウトカム基盤型カリキュラムにも対応した平成30年度以降の入学者の3種類であるが、教育支援センターにより到達目標すべてと各科目の対応、科目同士の関連性を一覧化し管理することで、カリキュラム変化にも迅速に対応している。上記の取組・成果は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。

【「地域創生の担い手を育み活気あるふくいを創造する5大学連携事業」における地域医療人育成】（医学部）

福井大学全学を挙げて実施する「地域創生の担い手を育み活気あるふくいを創造する5大学連携事業」において、医学科では地域医療の理解と実践、看護学科では地域社会住民の理解や現場で求められる実践的能力の涵養に関わる科目群を設定し、地域医療人の育成を進めた。上記の取組・成果は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。

【PBLによる地域一体型教育】（国際地域学部）

国際地域学部では地域の企業、自治体、団体等の関係者が参加する「地域連携協議会」を平成28年度に設置し、地域一体型教育のモデルであるPBLへの関与、アドバイザーボードとして教育研究や学部運営に活用している。また、PBL科目の連携機関は当初目標の30機関を大幅に越え、令和2年度末までに98機関に達している。

上記の取組・成果は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る達成状況評価において「特色ある点」として評価された。

【共通教育におけるカリキュラム改革による、地域志向・問題解決型科目の県内5大学共同開講体制の実現】（共通教育部）

「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」（平成27年度～令和元年度COC+事業）の責任大学として県内他4大学との協働体制を整備し、その一環としての共通教育におけるカリキュラム改革により、地域志向・問題解決型科目の県内5大学共同開講体制を実現した。他大学と共同利用するサテライトキャンパスを、福井県の支援により大学連携センター「Fスクエア」として設置し、地域志向科目を目的とした共同開講科目を実施していることなど、平成28年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられた。

また、COC+事業においては、地域の持続的発展に貢献する人材の育成を目標として、地域でのインターンシップ等を含む指定科目において優秀な成績を修めた学生を地域に貢献できる人材として認定する「ふくい地域創生士」、更にその中で顕著な地域貢献活動を行った者を「ふくい地域創生士アワード」として表彰する制度を設けた。これらの取組を含む本

学の COC+事業は、中間及び事後評価とも最も高い S 評価を受けた。さらに、COC+事業終了後、これらの連携体制を県内全ての 8 高等教育機関が参画する「ふくひアカデミックアライアンス(FAA)」へと発展させ、地域貢献推進体制を学内及び全県的に整備し、地域社会との連携を強化している。

【体系性と水準の定期的な点検を行う仕組み】(連合教職開発研究科)

本研究科の教育課程の体系性と水準については、福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科が毎月発行するニュース・レターにて、院生、拠点校・連携校の管理職、教育委員会、教育関係者よりフィードバックを得ることで内外からの評価が不断に行われる仕組みを構築している。また、福井県教育委員会、福井県教育総合研究所、市町の教育委員会の担当者、拠点校・連携校の管理職が年 2 回一同に会し協議する「運営協議会」及び、令和元年度からは同日開催の「教育課程連携協議会」にて、全関係者による教育課程の点検・工夫・改善の実施が行われ、水準が維持され、本教育課程は、教育委員会、拠点校・連携校、国内外の教育関係者や機関等から極めて高い評価を受けている。

これらの取組は、第 3 期中期目標期間(4 年目終了時)に係る現況分析結果において「優れた点」として評価された。

【専門看護師課程の新設と充実】(医学系研究科)

専門看護師制度は、複雑で解決が難しい看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して水準の高い看護ケアを効率よく提供するための、特定の専門看護分野の知識・技術を深めた専門看護師を社会に送り出すことにより、保健医療福祉の発展に貢献し併せて看護学の向上を図ることを目的としている。修士課程では、災害看護及びがん看護についての専門看護師教育課程(CNS)に続き、平成 30 年度には、高齢者に対する看護への社会ニーズを踏まえて、老年看護専門看護師教育課程(老年看護 CNS)を新設し、令和元年度に 4 名が入学した。災害看護専門看護師教育課程(災害看護 CNS)は全国で 3 研究科のみが実施しており、平成 28 年度には 5 名の福井大学修了生が国内初の災害看護専門看護師と認定された(全国で 8 名が認定)。これまでに、災害看護 CNS 修了生 9 名、及びがん看護 CNS 修了生 4 名の全員が認定審査に合格し専門看護師に認定されている。上記の取組・成果は、第 3 期中期目標期間(4 年目終了時)に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。

【認定看護師の新設と充実】(医学系研究科)

修士課程では、看護師のリカレント教育として、地域医療高度化教育研究センター看護キャリアアップ部門(看護キャリアアップセンター)において、慢性呼吸器疾患看護分野及び手術看護分野の認定看護師教育課程を開講し、認定看護師育成を行っている。平成 24～平成 27 年度では、慢性呼吸器疾患看護分野 112 名と手術看護分野 19 名、合計 131 名の認定看護師を育成し、第 3 期中期目標期間(平成 28～令和元年度)では慢性呼吸器疾患看護分野 107 名と手術看護分野 52 名、合計 159 名の認定看護師を育成した(第 2 期中期目標期間

より 21%増加)。また、慢性呼吸器疾患看護分野は、平成 27 年度から現在まで我が国唯一の教育課程であり、全国の慢性呼吸器疾患看護認定看護師の 68.3%が福井大学修了生として我が国の呼吸器疾患看護の質の維持・向上に貢献している。上記の取組・成果は、第 3 期中期目標期間（4 年目終了時）に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。

【経営感覚とアントレプレナー精神を備えた高度専門技術者の育成】（工学研究科）

令和 2 年 4 月に改組した博士前期課程では、将来の産業構造の変革に対応できる人材へのニーズを踏まえ、スペシャリストとジェネラリストの能力・資質を兼ね備えた高度専門技術者の輩出を一層すすめることを目指している。その柱として、「経営技術革新工学コース」を産業創成工学専攻の中に設けるとともに、改組前から成果をあげてきた副専攻「創業型実践大学院工学教育コース」（全専攻の学生対象）についてもその内容を一部見直した上で引き続き設置し、経営感覚とアントレプレナー精神を備えた高度専門技術者の育成を進めている。副専攻では、一定の高い要件を満たした学生に対し、技術経営に係る体系的な知識・能力を修得した証として「技術経営カリキュラム修了認定証」を学長名で授与し、その学修成果を可視化している。修了証が授与された学生からは、「物事の先を見ること、現時点での強みや弱みを理解して分析しようとする姿勢が身についた」「就職活動で資格の欄に書くことができた」など、好評を得ている。

【敦賀キャンパスにおける学部・大学院一貫の原子力教育】（工学研究科）

本学は多くの原子力発電所が立地する県の国立大学として原子力人材の育成を重視しており、工学研究科は附属国際原子力工学研究所と協力して、地の利を活かした高度で実践的な原子力教育を行っている。平成 28 年度の工学部改組を機に「原子力安全工学コース」が設置され学部段階における原子力教育の基盤が整ったことを踏まえ、平成 30 年度には原子力に係る専門教育・研究の拠点を、県内 12 の原子力関連機関に近く附属国際原子力工学研究所を擁する敦賀キャンパスに移設した。これにより、同研究所と協力して同一キャンパス内で学士課程と大学院課程の原子力教育を一貫して行う体制を整備し、国内では数少ない学部-大学院一貫の原子力人材育成プログラムを実施している。同プログラムでは、東日本大震災以降に高まってきた「実践的な原子力専門教育、原子力規制教育、廃止措置教育」などの社会的要請に応え、日本原子力発電敦賀総合研修センターが所有する原子力発電教育用シミュレータ等の地元の原子力施設を活用した実習を実施するなど、福井ならではの実践的教育による原子力人材の育成を行っている。これらの取組においては、文部科学省や原子力規制庁の競争的外部資金（「国際原子力人材育成イニシアティブ事業」「原子力規制人材育成事業」など）を活用して教育内容の質の向上を図るとともに、高専、他大学、学外研究機関との連携を強化し大学の枠を超えた原子力教育基盤の整備を行うなど、福井モデルとして国内の原子力教育を先導している。

【地域創生に資する専門職大学院の新設】（国際地域マネジメント研究科）

83 の企業、11 の自治体のトップに直接面談し企業や自治体の現状と課題を踏まえ、福井県内及び近隣の企業や自治体で、グローバル化対応の中核となり、リーダーとしてこれを推進することが期待される 30 歳から 40 歳前後の人材を主な対象とし、国際・地域分野とマネジメント分野を中心に学び、大学院生各人のニーズに応じた外国語の研鑽を積むとともに、海外実地研修で国際感覚を養い、履修した科目の内容を実施で体得すること等を特色とする地域密着・協働型の実践的なりカレント教育を行う「国際地域マネジメント研究科」を令和 2 年 4 月に設置したことについて、第 3 期中期目標期間（4 年目終了時）に係る業務実績評価結果において「優れた点」として評価された。

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【「教育実践研究公開クロスセッション」の実施】（教育学部）

必修教職科目「教職実践研究 A」は 1～4 年生の全学年が異学年混成の小グループを組み、各自の活動や学びを傾聴しあい教職への理解を深めるアクティブ・ラーニングの手法を核とする授業である。毎年 12 月には教育学部を志望する県内高校 2～3 年生を交えた「公開クロスセッション」を開催し、各グループの学校教育に関する諸課題の検討成果の発表とグループ・ディスカッションを行なっている。毎年 100 名程度の高校生及び高校教諭の参加を得て好評を得ており、参加した高校生から毎年 25 名前後が本学部に入學しており、高大接続事業としても成果をあげている。

【診療参加型臨床実習 ICT システム「臨床教育支援システム CESS (Clinical Education Supporting System)」の独自開発と運用】（医学部）

診療参加型臨床実習を実質化し学生のアウトカム評価を行うための ICT システムとして「臨床教育支援システム CESS (Clinical Education Supporting System)」(令和 3 年度より「F.CESS」)を福井大学独自に開発し、平成 29 年度 5 年生から附属病院 20 診療科のうち 3 診療科でテスト運用し、平成 30 年度には 12 診療科 (60%)、令和元年度は 19 診療科 (95%) で導入した。CESS は附属病院の電子カルテと連動し、患者情報に合わせてリアルタイムに更新することで診療情報を学生と共有する仕組みであり、学生は担当患者の診療を学生用カルテに記載することができ、令和元年度の 5 年生各学生は 1 年間で平均 33.6 名の患者を担当し 151.7 回の学生カルテ記載を行っている。また、CESS 内に設けられたチャット機能により質問や振り返り等のコミュニケーションが可能であり、これによる教員のフィードバックも各学生に 47.6 回/年行われている。これらはシステム内でポートフォリオとして記録維持され、学生はカルテ、経験医行為、経験疾患と担当診療科の評価によって自らの実習を振り返ることができる。教員はポートフォリオの閲覧と入院患者のデータとのリンクから各学生の経験不足の患者・疾患の割り振りを行うことができ、各学生が取組ん

だ一連の実習成果について各診療科の実習終了時に CESS 内で評価を実施している。このシステムを利用した令和元年度卒業生は、10 診療科では 9 割の学生が評価点平均 70 点以上と高い学修成果を上げており、学生の 8 割が CESS を利用して「カルテ等の文書作成能力が向上した」、「診療に参加している実感が持て、学修意欲が増した」と評価している。本システムの参加型臨床実習の実質化における有用性や、実習ポートフォリオ作成による学生の学修 PDCA サイクルの実現は、「文部科学省主催医学歯学教育指導者のためのワークショップ」(平成 29 年度)において参加大学 77 大学中 1 位の取組として選出され、さらに「医学教育の国際標準化への新システム開発」として平成 29 年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられた。令和元年度の国際アドバイザー キャシー M. タカヤマ博士による教育評価においても『医学部については、平成 28 年の教育評価では問題が 1 つあった。カルテの記入業務に関して、臨床現場と教育現場との間でうまくつながっていない制度上の問題があったが、この問題を解決するために素晴らしい臨床教育支援システム (CESS) を開発し・・・』と非常に高い評価を受けている。以上の臨床実習システムの構築と利用は医学教育質向上において特筆できるものである。上記の取組・成果は、第 3 期中期目標期間 (4 年目終了時) に係る現況分析結果において「優れた点」として評価された。

【画像医学教育の推進】(医学部)

従前より進めてきた画像医学教育に関して、医学部附属先進イメージング教育研究センターの独自開発による ICT 教育システム「ideata 2」を用いた教育の充実が図られ、組織病理学標本 136 症例 (71 症例の増加)、放射線科及び放射線部 9,324 症例 (1,998 症例の増加)、産婦人科 51 症例 (11 症例の増加) の教育コンテンツが蓄積利用されている。上記の取組・成果は、第 3 期中期目標期間 (4 年目終了時) に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。

【コロナ禍における新たな遠隔授業システムの開発整備】(医学部)

医学部附属教育支援センターと県内企業との産学連携により新たな遠隔授業支援システム「F.MOCE」(Fukui-Medical Online Communication & Education System) を開発した。このシステムは、コロナ禍を背景に、“人が本来すべき”であった授業や指導、支援に時間を割くことができるよう、教員用/学生用のアプリケーションとして独自に開発したものである。分かり易い画面構成を採用し学生のシステム利用への不安を軽減しつつ、教職員の業務効率化を図っている。教員は専用アプリから講義動画やプリント資料などを簡単にアップロードでき、学生に向けた自動配信のほか、学生からの質問・感想なども自動で集計できる。更に体温などを記録するツールも盛り込み、教職員は学生の受講状況とともに健康状態の把握もできる。この「F.MOCE」は、オープンソース・ソフトウェアとしてネット公開・無償配布を行っており、リモート教育の拡大に資している。本取組は、国立大学協会機関紙ホームページなどで紹介され、また各種メディアに取り上げられ、高い注目を得た。さらに

令和2年度に係る業務実績評価結果において「注目される事項」として取り上げられ、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る業務実績評価結果において「特色ある点」として評価された。加えて、医学部の F.CESS 及び F.MOCE などの産学連携実績を基に、福井大学と県内企業は令和4年1月に包括連携協定を締結した（令和4年度）。

【アクティブラーニング】（国際地域学部）

令和元年度現在で、国際地域学部で開講されている全149科目中、アクティブラーニングの要素を取り入れている科目の占める割合は75.8%を記録している。「カリキュラム評価アンケート」では、平均して約90%の学生がアクティブラーニング科目によって「主体的で対話的な深い学び」が実現できたと回答し、また、学部における同科目の中核を占める「課題探求プロジェクト科目」に関しても、約85%の学生から肯定的な回答が寄せられている。

上記の取組・成果は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「優れた点」として評価された。

【「学校拠点方式」に基づく教職専門性開発の拡大】（連合教職開発研究科）

第2期中期目標期間より Web 会議システムの活用により、年複数回、福井県嶺南地区、東京との双方向型の遠隔授業を実現している。平成30年度からは奈良・岐阜へと拡大している。さらに、首都圏の現職教員院生が東京のキャンパスで学修が行えるよう「東京キャンパス」を設置している。これらの取組により、社会的ニーズに応じたより広範な地域での「学校拠点方式」に基づく教職専門性開発の拡大が展開・計画されており、広い範囲での成果が期待されている。

これらの取組は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「優れた点」として評価された。

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【「学生代表と学部長等との懇談会」の開催】（教育学部）

「学生代表と学部長等との懇談会」は、第2期中期目標期間から引き続き実施し、第3期中期目標期間においては回数を増やし（年度ごとに学部生4回、大学院生1回程度）、教育内容・学習環境・学生生活に対する要望をよりきめ細やかに把握できる体制を作っている。資料に示した講義室の可動式の机・椅子等の整備に加え、令和2～3年度にはデジタル教科書の購入及び電子黒板の追加購入を行い、学校現場の ICT 化に対応できる環境を整備している。また、コロナ禍における大学生活に関する不安や要望等についても、この懇談会において直接学生の声を取聴し授業実施方法の工夫や学生指導に反映させている。この取組は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。

【キャリア教育をベースにした就職活動サポート体制と「キャリア教育プラットフォーム」の構築】（共通教育部）

共通教育において「キャリアデザイン A」及び「キャリアデザイン B」の 2 科目を開講し、社会人基礎力の強化と目標を捉えた行動計画を立てられる力の育成を図り、学生の自己成長と自己認知力の強化を促している。また、これと並行して「インターンシップ」科目を開講することによって、福井県交流文化部定住交流課主催の「ふくいインターンシップ」への参加に向けて、学生が学修を通じて自らの価値観や行動特性を再認識するとともに、就業体験により社会人基礎力を更に強化することを促進している。このキャリア教育を基礎に、キャリアセンター、キャリア支援課等が実践的な情報提供とスケジュール管理を行い、年間を通じて就職活動をサポートすることによって、キャリア教育と就職支援の体系化を実現している。

これに加えて、キャリア教育を更に充実させるために、令和 4 年度から主に就職内定者や新社会人を対象とした科目「キャリアデザイン C」を開講し、学生と新社会人がともに学ぶリカレント教育を導入する。これを共通教育以外のキャリア・リカレント教育と連動させることによって、「学びの母港」に資する「教育プラットフォームプログラム」を構築し、社会ニーズに柔軟に対応した優秀な人材の育成を図るとともに、本学の強みである高い就職率（複数学部を有する国立大学の就職率において 14 年連続第 1 位）・低い離職率（全国平均の約 3 分の 1）の維持につなげることにしている。なお、このような顕著な就職率と定着率は、第 3 期中期目標期間（4 年目終了時）に係る達成状況評価結果において「優れた点」として評価された。

【学修環境の充実（二の宮キャンパス開設）】（連合教職開発研究科）

平成 30 年度、附属義務教育学校内に福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科の二の宮キャンパスを開設した。キャンパス内には、コラボレーションホール、福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科教員の協働研究室及び会議室が設置され、附属義務教育学校教員との組織的な共同研究体制のもと、各種カンファレンスや院生支援が実現され、修学環境が向上している。また、同キャンパスには国際教職開発センターと独立行政法人教職員支援機構の地域センターが設置されており、地域・国際の教師教育の拠点としての役割を果たしている。

これらの取組は、第 3 期中期目標期間（4 年目終了時）に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。

【大学院進学への取組】（医学系研究科）

博士課程では、福井大学医学科生及び卒業後臨床研修中の医師を対象に、研究意欲のある医学科生の支援及び卒業後臨床研修期間での大学院進学がスムーズに行えることを目的に、早期履修コース及び初期研修同時履修コース（ATM: Advanced Training of Medico-research）を実施している。平成 29 年度には、早期履修コース対象の医学部医学科生を 3 年次生以上

に拡大して、優秀な医学科学生の大学院進学促進を図った。その結果、医学科学生で早期履修コースを利用する学生の数が平成 27 年度 0 名、平成 28 年度 0 名、平成 29 年度 4 名、平成 30 年度 5 名、令和元年度 8 名と、増加した。今後、医学科卒業生の博士課程への進学が増加することが期待される。上記の取組・成果は、第 3 期中期目標期間（4 年目終了時）に係る現況分析結果において「優れた点」として評価された。

【プログラム・オブ・スタディ・コミティーによる指導】（工学研究科）

博士前期課程においては、プログラム・オブ・スタディ・コミティー（POS-C）による集団指導を行っている。各学生に対して主指導教員と副指導教員からなる POS-C を定め、学生は博士前期課程で修得したい知識・技能、希望する研究分野や内容、将来の希望進路について、POS-C と相談しながら、2 年間を通した科目履修の計画と修士論文研究の進め方についての大まかな方針を立てる。2 年次の初めには、履修計画や研究の進め方について改めて POS-C と一緒に確認する。これは、大学院 GP「学生の個性に応じた総合力を育む大学院教育」（平成 19 年度～21 年度）で導入し GP 終了時に高く評価された取組を、その後も改良を加えながら 10 年以上にわたり実施しているものであり、カリキュラムのオーダーメイド化によるコースワークの質の向上と集団指導体制による研究指導の組織的実施がその特色である。修了時の学生に対するアンケート調査では、POS-C の制度のもとで受けた教育及び研究指導に対する評価（5 点満点）が、平成 27 年度 3.94→28 年度 4.09→29 年度 4.05→30 年度 4.21→令和元年度 4.22→2 年度 4.47 と上昇傾向を示した。令和 2 年度の博士前期課程改組による新しい教育課程で学んだ学生が修了する令和 3 年度からは教育に対する評価と研究指導に対する評価を分けて尋ねており、令和 3 年度修了生からは、教育に対し 4.18、研究指導に対し 4.50 の高い評価を得た（いずれも 5 点満点）。このように、POS-C による集団指導体制のもとでの教育・研究指導は学生から高く評価されている。

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【FD委員会による成績分布の平準化に向けた組織的取組】(工学部)

工学部及び大学院工学研究科FD委員会では、厳格な成績評価をより一層進め、学位の質の保証に資するよう、平成30年度から各科目の成績分布を学科にフィードバックしている。令和3年度からは、各学科において科目全体を通した秀の割合が20%程度以内となることを努力目標に設定し、教員に協力を求めている。

これまでの成績分布を検証した結果、令和2年度前期から令和3年度後期にかけて秀の割合(半期ごと、全学科平均)は26%→26%→21%→19%と推移し、工学部全体として分布の平準化が進んだことを確認できた。同委員会では、秀の割合が多い学科や前期・後期で分布に偏りがある学科など、学科ごとの成績評価の特徴についても検証と情報共有を行っており、今後学科レベルでの一層の改善に向けた組織的取組を進めることとしている。

【先進的なGPAに基づく米国型13段階評価制度】(国際地域学部)

国際地域学部が独自に導入しているGPAに基づく米国型13段階評価制度は、80%以上の大学が5段階のものを採用している国内では、最も段階数が多く、採用校は1%にも満たない。国際的に見ても先進的・先導的なこの評価制度を90%近くの学生が肯定的に捉えていることが、「カリキュラム評価アンケート」の結果から明らかになっている。

上記の取組・成果は、第3期中期目標期間(4年目終了時)に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

【学位論文(課題研究)の評価体制・評価方法】(国際地域学部)

学位論文(卒業論文)の評価に関しては、主査教員が副査教員の意見を踏まえ、7点の評価項目に基づく多角的な観点より100点満点で採点を行っている。そして、これは全国的に見ても珍しい国際地域学部独自の先導的な取組みとなるが、英語圏の大学では往々にして学位の等級が設けられていることを考慮し、教育課程の国際通用性を高めるために、評価がA-以上(90点以上)かつGPA3.5以上の学生に対しては、学生からの申請に応じて「優等学位証明書」を交付している。

上記の取組・成果は、第3期中期目標期間(4年目終了時)に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること
【地域連携教育の推進（学部卒業研究における附属義務教育学校前期課程の「社会創生科」と地域 NOP の連携プロジェクト）】（教育学部）

上記の教員採用試験現役合格者の大幅な増加については第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「優れた点」として評価された。また、「地域連携教育の推進」では、第3期中期目標期間に立ち上げた初等3系（学校・地域連携系）で地域住民ボランティアの活用、小学校合併等、学校と地域に関わる重要課題についての卒業研究が行われ、うち1名は附属義務教育学校前期課程の「社会創生科」と地域 NOP の連携プロジェクトとして「ふくリンピック（オリンピック・パラリンピック種目を取り入れた駅前スポーツイベント）」の児童たちの自主企画の進展に大きく貢献した。また、県内5大学の連携教育プログラムによる、福井県や地元産業界と連携して地域に貢献できる人材育成をめざす「ふくい地域創生士」について、県教育委員会がかかげる「ふるさと教育」に貢献できる教員の力量形成につながるこの資格取得を学生に推奨し毎年20名程度が認定されている。これらの取組は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。

【卒業生の福井県内就職への取組】（医学部）

医師国家試験合格者全員が医療機関等に就職し、うち37.6%が福井県内の医療機関に就職し、県内就職率は第2期の35.0%より増加している。また、「地域医療推進講座」（福井県寄附講座）による「福井県学生地域夏期研修」（年10数名参加）、「福井県医師確保修学資金奨学生交流会（春・秋）」（各50名程度参加）を実施し、地域枠関連入試学生の教育に努めている。上記の取組・成果は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。

【大学院進学への取組】（医学部）

大学院医学系研究科への進学を促す目的で、医学科学生が博士課程科目を早期履修できる博士課程科目早期履修コースを福井大学の ATM（Advanced Training of Medico-research）プログラム中に設け、その受講者数は増加している。この取組・成果は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。

【間接評価と直接評価による学修成果の検証】（工学部）

(1)間接評価による検証：令和元年度の意識・満足度調査において、卒業を控えた学生の学修成果を検証した結果、「基礎学力が修得できた」とする肯定的回答（5択中上位3択）の割合が平成27年度の93.0%から令和元年度には95.0%に増加した。同様に、「専門知識や技能」は90.3%→94.2%、「課題探求・問題解決能力、自己学習力」は88.0%→92.1%、「グローバル社会での活躍を志向する態度」は75.0%→78.2%と増加した。平成27年度にはなかった質問項目「創造力」「幅広い視野」「技術者としての倫理観、社会的責任感」（が身に

ついたか)に対する肯定的回答もそれぞれ 89.0%、92.1%、92.7%と高い割合であった。このように、卒業を控えた学生のほとんどは、学士力を構成する幅広い能力・資質等についてそれらが身についたと判断した。また、そのように判断する学生の割合は第2期中期目標期間より増加した。これらの成果は第3期中期目標期間(4年目終了時)に係る現況分析結果(工学部・教育)において「特色ある点」として評価された。

(2)直接評価による検証:PROGテストによるジェネリックスキルの客観的検証を行い、「リテラシー総合」「コンピテンシー総合」とともに第2期からも第3期期首からもレベルが向上したことが確認できた。令和元年度には「コンピテンシー総合」が国公立工学系3年生の平均を上回り、令和3年度も引き続き上回るとともに上回り方が拡大した(0.1→0.16)。平成28年度の学科大括り化の改組によって実現した分野横断的学修環境の中、多様な学生が主体的に学ぶ力を伸長させたことにより、理系では弱いことが知られているコンピテンシーが向上したと考えられる。

【外部試験：TOEFL】(国際地域学部)

TOEFLの試験は1～2年生に対して定期的に行われており、平成28年度入学生の場合、入学時に平均460点であったTOEFL ITPスコアは英語履修後の最高点平均で513点へと上昇し、特に交換留学を卒業要件としているグローバルアプローチの場合には544点へと大幅に上昇した。

上記の取組・成果は、第3期中期目標期間(4年目終了時)に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。

【外部試験：GPS-Academic】(国際地域学部)

令和元年度に初年次と最終年次における思考力の獲得状況を測定するために、2学年を対象にGPS-Academicを実施した結果、4年生の平均スコアが48.5を記録し、1年生のそれ(45.1)を3.4点上回ることとなった(4学年を合わせた全国平均は38.3)。間接的な比較となるが、国際地域学部において4年間学ぶことで涵養される能力がこの数値になって顕れたとみられ、国際地域学部の教育成果をそこに認めることができる。

上記の取組・成果は、第3期中期目標期間(4年目終了時)に係る現況分析結果において「特色ある点」として評価された。

【学校改革・授業カリキュラム改革の取組とそれに関わる実践研究】(連合教職開発研究科)

ほぼすべての学部卒院生が教員として就職し、高い教員就職率を維持している。また、拠点校・連携校において、学校改革・授業カリキュラム改革の取組とそれに関わる実践研究が修了生を中心に積み重ねられており、一部は著作として刊行されている[福井大学教育学部附属義務教育学校研究会(2018)『福井発プロジェクト型学習』東洋館出版社、金子奨・高井良健一・木村優編(2018)『「協働の学び」が変えた学校：新座高校学校改革の10年』大月書店、等]。その展開は世界からも注目されており、平成30年5月にパリで開催された

OECD 主催の国際会議にて、附属義務教育学校教諭（修了生）と本学コーディネーター（修了生）がそれぞれ実践報告を行った。

【大学院生による研究成果】（医学系研究科）

博士課程では、学位論文を投稿した雑誌のインパクトファクター（IF）は、第2期中期目標期間後半から継続して3.0以上を維持している。第3期中期目標期間は、IF10以上の著名な雑誌への学位論文掲載が増加した結果、年度平均IFは第2期中期目標期間の3.06から3.25に増加した。また、博士課程学生の修了時における受賞歴をみると、第2期中期目標期間と比べて受賞件数（75%増加）、受賞人数（30%増加）ともに大幅に増加した。特に国際学会での受賞が3倍以上に増加している。さらに、国際学会発表が平成29年度から著明に増加している。上記の取組・成果は、第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る現況分析結果において「優れた点」として評価された。

【社会ニーズに応える良好な人材輩出状況】（工学研究科）

以下のとおり、工学研究科の修了生は、高い就職率のもと、専門性を活かして希望に沿った就職を果たし、企業側等就職先も優秀な人材を確保できたと考えている。これは、工学研究科が高い学修成果を身につけた大学院生を多数輩出し、社会ニーズに応えていることの証左である。

(1)博士前期課程修了生の過去5年間の就職率は98.9%→99.3%→100%→99.6%→99.6%であり、工学系修士修了生の平均就職率約93%（令和3年度「学校基本調査」による）を大幅に上回っている。また、令和2年度の改組により社会ニーズを踏まえ設置した3専攻がその目的に沿った人材を適切な産業分野に輩出している。

(2)博士の学位取得者の就職が社会問題化する中、博士後期課程修了生の過去5年間の就職率は100%→100%→92.0%→100%→94.1%と極めて良好である。これは、平成25年度の博士後期課程改組により学際性・実践力を育成するコースワークを導入し、大学等の研究職だけでなく企業の第一線でも活躍できる人材の育成をすすめてきたことの成果であり、修了生は専門性を活かし多様な分野に進路を見い出している。

(3)令和元年度の意識・満足度調査において修了を控えた大学院生に進学・就職先への満足度を尋ねた結果、肯定的な回答が大多数を占めた（5択中上位2択と3択までの回答が、博士前期課程ではそれぞれ77%と96%、博士後期課程ではそれぞれ71%と100%）。

(4)知識・能力、実行力、リーダーシップ、態度など多くの項目について、就職先企業等からの工学研究科修了生に対する評価が第2期から向上しており、工学研究科修了生の採用に満足しているとの回答が平成25年度92%→令和元年度95%と増加した。

大学機関別認証評価

大学評価基準

平成16年10月
(令和2年3月改訂)

独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構

はじめに

この「大学評価基準」は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が学校教育法第109条第2項の規定に基づいて実施する、国・公・私立大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）について定めたものです。大学評価基準は27の基準で構成され、関係する基準を6つの領域に分類して表示しています。

大学評価基準は、大学の学位課程（学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位を授与するための課程）における教育活動を中心として、大学設置基準等の法令適合性を含めて、大学として適合していることが必要と機構が考える内容を示したものです。評価は、基準ごとに内容を満たしているかどうかの判断を中心として実施します。判断は原則として大学全体を単位として行いますが、領域によっては、学部・研究科等ごとの分析、整理も踏まえた上で、内容を満たしているかどうかの判断を行います。

特に重要な基準は「重点評価項目」として位置づけています。また、これらの基準を判断する上での具体的な方針となる「判断の指針」を設けています。各大学は、自己評価においても原則として、全ての基準に係る状況を分析、整理することが求められます。

大学機関別認証評価においては、大学等の目的の記述を求めます。大学等の目的は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的であり、大学における自己評価や機構における評価は、この目的に照らして行われることとなります。

目 次

領域 1	教育研究上の基本組織に関する基準	1
領域 2	内部質保証に関する基準	2
領域 3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	4
領域 4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	6
領域 5	学生の受入に関する基準	7
領域 6	教育課程と学習成果に関する基準	8

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1 - 1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

基準 1 - 2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

基準 1 - 3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

※ 本大学評価基準における大学等の目的とは、大学、学部（学部以外の教育研究上の基本となる組織を含む）、学科又は課程若しくは大学院、研究科（研究科以外の教育研究上の基本となる組織を含む）又は専攻ごとに定められた人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的をいう。

判断の指針

基準 1 - 1 及び基準 1 - 2 においては、学部及び学科、研究科及び専攻（これらの組織を置かない場合にはこれに代わる組織）の基本的な教育研究組織が、大学等の目的に則して適切な形で設置あるいは整備されていることを確認するとともに、それぞれの教育研究組織が学校教育法、大学設置基準等の関係法令に定められた要件を具備していることを確認し判断します。

また基準 1 - 3 においては、それぞれの基本的な教育研究組織を有効に機能させ、教育研究活動等を展開していくため、学校教育法が定める教授会のほか教務委員会等の各種委員会その他の運営体制が適切に整備され、それらが機能していることを確認し判断します。

領域 2 内部質保証に関する基準

- 基準 2 - 1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること
- 基準 2 - 2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること
- 基準 2 - 3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること
- 基準 2 - 4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること
- 基準 2 - 5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

判断の指針

基準 2 - 1 においては、教育研究活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育研究活動等の質の改善及び向上に継続的に取り組むための内部質保証に係る体制が整備されているか否かについて、学内における責任体制が明確に規定されていることを中心として、確認し判断します。

基準 2 - 2 においては、その体制のもとで、教育研究環境に係る事項及び教育課程とその学習成果について、大学としてその状況を把握し、改善及び向上に結びつける取組が継続的に実施されるために必要な手順が組織として明確化され、共通に認識されているか否かを中心に、内部質保証が機能するために必要な条件が整っているか否かを判断します。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）の評価では、これらの基準 2 - 1 及び基準 2 - 2 のいずれかに改善を要する点が認められた場合には、大学評価基準に適合していないものとします。

基準 2 - 3 においては、内部質保証が実際に機能しているか否かについて、自己点検・評価によって確認された問題点が改善され、また伸ばすべき特長がどのように伸長されたかを具体的に確認することによって判断します。

機構の評価では、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集し、分析する組織的取組が効果的であった場合、学生を含む関係者からの意見を聴取し、分析する組織的取組が効果的であった場合、信頼できる第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している場合には、内部質保証が優れて機能しているものとして高く評価します。

基準 2 - 4 においては、教育研究上の基本組織の新設や変更等の重要な見直しを行うにあたり、大学の内部質保証活動の一環として当該見直し事項の適切性等に関する検証を行う仕組みを有しているか否かを判断します。

基準 2 - 5 においては、教員の採用、昇任に係る規定（教員としての教育上、研究上及び必要とするその他の能力に関する内容を含む。）の整備、教員の質を維持、向上させるための教員評価の仕組み、並びに教育能力を向上させるための組織的取組の状況を分析して、大学の内部質保証活動の一環として教員組織の機能が適切に維持されているか否かを判断します。また、教育研究活動を支援する職員や教育支援者及び教育補助者への研修の実施などにより、これらの者の質を維持、向上させるための組織的取組の状況を確認し判断します。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

判断の指針

基準 3-1 においては、財務運営が大学等の目的に照らして安定しているか否かを判断します。

基準 3-2 においては、管理運営のための体制が明確に規定され、機能しているか否かを判断します。

基準 3-3 においては、管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有しているか否かを判断します。

基準 3-4 においては、機関としての大学を運営するために職務をつかさどる教職員が、適切に役割分担し、その連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されているか否かを判断します。

基準 3-5 においては、財務及び管理運営に関する内部監査を含む内部統制及び監事の体制が機能しているか否かを判断します。

基準 3-6 においては、大学等の目的、教育研究に関する基本方針、教育研究上の基本組織、教育研究の実施体制、教育課程及び学生の状況等、教育研究活動等の状況に関する

基本的な情報、自己点検・評価の結果など法令により公表が求められている情報が適切に公表されているか否かを判断します。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4 - 1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

基準 4 - 2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

判断の指針

基準 4 - 1 においては、研究室、教室等の施設や自主的学習や課外活動のための施設が、学生数、教育内容、教育方法等を考慮して適切に整備されているか否かを確認するとともに、教育に必要な附属施設等が設置され、適切に整備され、有効に活用されているか否かを判断します。また、学習、研究のために資料、文献及びインターネット資源を効果的に利用できる学術情報環境を提供しているか否かを確認し判断します。

基準 4 - 2 においては、生活や進路、ハラスメント等に関する相談・助言体制等が整備され、課外活動が円滑に行われるように支援しているか否かを判断します。さらに、経済的に就学が困難な学生に関する援助等の対応策が用意されているか、また、留学生、障害のある学生等、特別な支援が必要と考えられる学生に対して適切な支援が行われているか否かを判断します。

領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5-1 学生受入方針が明確に定められていること

基準 5-2 学生の受入が適切に実施されていること

基準 5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

※ 本大学評価基準における学生受入方針とは、学校教育法施行規則第165条の2に定める入学者の受入れに関する方針をいう。

判断の指針

基準 5-1 においては、大学等の目的に沿って、どのような能力や適性等を有した学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのか等の考え方をまとめた学生受入方針を学位授与方針及び教育課程方針との整合性に留意しつつ明確に定めているか否かを判断します。

基準 5-2 においては、学生の受入が適切な体制の下、公正かつ適切な方法により行われ、学生受入方針に沿った方法に基づいて入学者選抜が実施されているか否かを判断します。

基準 5-3 においては、大学の教育体制が、教育の効果を担保する観点から収容定員に応じて整備されることに鑑み、特に入学定員に対する実入学者数が適正な数となっているか否かを判断します。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

- 基準 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること
- 基準 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること
- 基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること
- 基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること
- 基準 6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること
- 基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること
- 基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること
- 基準 6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

※ 本大学評価基準における教育課程方針とは、学校教育法施行規則第165条の2に定める教育課程の編成及び実施に関する方針を、学位授与方針とは、同じく卒業の認定に関する方針（大学院における学位の授与に関する方針を含む。）をいう。

判断の指針

この領域の各基準については、各教育課程の状況を踏まえて、学部・研究科等ごとに確認し判断します。

基準 6-1 においては、学位授与方針において、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を具体的かつ明確に示しているか否かを判断します。

基準 6-2 においては、教育課程方針が、学位授与方針と整合性をもっており、教育課程の編成の方針、当該教育課程における学習方法、学習過程、学習成果の評価の方針を具体的に示しているか否かを判断します。

基準 6-3 においては、教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則し、授与される学位に付記する分野と整合的であるとともに体系的であり、かつ相応しい水準であるか否かを判断します。また大学院課程に関しては、研究指導に係る指導の体制についても判断します。

基準 6-4 においては、適切な授業形態、学習指導の方法が採用されていることについて、主としてシラバスの記載内容、履修登録科目に関する単位の上限の設定（CAP制）等について、適切であるか否かを判断します。

基準 6-5 においては、学位授与方針を参照しつつガイダンスが実施され、学生のニーズに則した履修指導や学習相談の体制が整備されているか否かについて判断します。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生を受け入れている場合の適切な学習支援の実施状況について確認し判断します。

基準 6-6 においては、教育課程方針に基づいて、成績評価基準を学生に周知しており、その基準に従って成績評価、単位認定を実施しているか否か、さらに、厳格かつ客観的な成績評価を実施するため、成績評価の適切性の確認や異議申し立ての仕組みを組織的に設けているか否かを判断します。

基準 6-7 においては、学位授与方針に則して卒業又は修了の要件が策定され、評価の基準が明確であり、それらが学生に周知され、卒業又は修了の認定が適切に行われているか否かを判断します。

基準 6-8 においては、卒業又は修了時の状況、並びに卒業又は修了後一定期間経過後における関係者への調査の状況など、学習成果の状況を把握する取組の結果に基づき、学位授与方針に明示する学習成果が上がっているか否かを判断します。

独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構
〒187-8587
東京都小平市学園西町1-29-1
TEL/042-307-1642
URL/<https://www.niad.ac.jp/>